

51 消費者行政の機能強化について

県担当課（室） 県民くらし安全局

【提言・要望の趣旨】

消費者行政の機能強化の推進に当たっては、消費者の目線に立ち、地方公共団体において一元的に迅速な対応が図られるよう配慮するとともに、事業者に対する規制を強化すること。

【徳島県の現状と課題】

近年、食品偽装などの諸問題が多発し、消費者の「安全・安心」に対する信頼が大きく揺らぐとともに、消費者問題も社会・経済状況にあわせ、複雑・高度化しています。

こうした事態を踏まえ、消費者の「安全・安心」を確保するためには、事業者の側において適正な表示等による公正な取引を行う姿勢の確立が求められるとともに、県において事案の発生から処分まで一貫して迅速に対応を行うことのできる制度の整備が必要です。

また、消費者の安心で適切な商品選択に資するため、分かりやすい食品表示制度への見直しを推進することも必要です。

さらに、この度、国においては地方への財政支援等を行い、地方公共団体の消費生活相談窓口の設置や機能拡充などを進めることとしていますが、真に地方の消費者行政の機能強化につなげるためには、この財政支援等を地方の実状に即したものとする必要があります。

主管省庁局名 内閣府，公正取引委員会

関係法令等 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律，不当景品類及び不当表示防止法，食品衛生法，健康増進法

【提言・要望の具体的内容】

消費者行政の機能強化の推進に当たっては、次の事項に十分配慮してください。

1 消費者庁について

盧 消費者庁の円滑な設立を図ること。

邊 消費者庁の設立に当たっては、消費者庁及び関係省庁（出先機関を含む）と県との円滑な関係が維持されるよう配慮すること。

蘆 消費者からの相談に当たる消費生活相談員は、消費者行政の中核を担うため、県においてその確保と処遇改善を図るための十分な財源措置を講じること。

また、市町村が新たに消費生活センター等を設置する場合も同様の措置を講じること。

2 不当景品類及び不当表示防止法について

盧 県域事業者に対する排除命令の権限を県知事に移譲し、立入権限や指示と併せ、措置権限を県に一元化すること。

邊 業者間（原料供給者間）の取引における表示は規制の対象外であるが、消費者に対する不当表示を惹起させる原因ともなるので、規制対象にするとともに、県において規制できるようにすること。

3 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律について

盧 県域事業者に対する措置命令の権限を県知事に移譲し、立入権限や指示と併せ、措置権限を早急に県に一元化すること。

4 関係法令の改正について

盧 事業者の責務をより明確にし、違反行為に対する抑止力を強化するため、関係法令を改正し、不適正な取引行為を行う事業者に対する罰則強化及び不当利得の剥奪について定めること。

邊 消費者の権利である「必要な情報の提供」や「選択の機会」を確保するため、消費者にとって正確で分かりやすい表示となるよう早急に食品表示制度の見直しを行うこと。

5 消費者行政活性化基金事業について

盧 真に地方の消費者行政の機能強化につなげるため、事業ごとに規定されている基金取り崩し限度額を撤廃するなど、地方の実状に則した運用ができるよう、地方消費者行政活性化交付金交付要綱等必要規定の改正を行うこと。

邊 3年後にあっても必要な財政支援がなされるよう配慮すること。

6 国民生活センターによる地方支援事業について

PIO-NE T端末については、地方における相談窓口の状況にかかわらず、全市町村に配備できるようにすること。

52 新型インフルエンザ対策について

県担当課（室） 危機管理政策課，感染症・疾病対策室

【提言・要望の趣旨】

新型インフルエンザが発生したことに伴い，対策の強化及び必要な財政上の措置を図ること。

【徳島県の現状と課題】

本県では，国の行動計画及びガイドラインに基づき，県内における感染拡大の防止と県民の健康被害発生阻止のため，「徳島県新型インフルエンザ対策行動計画」及び「徳島県新型インフルエンザ対応マニュアル」を策定し，ヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザの発生に備えてきたところです。

今般，メキシコや米国等において発生した新型インフルエンザに対して，本県では直ちに全庁横断的な危機管理会議を開催し，「電話相談窓口」を設置するとともに，県ホームページによる「県民への積極的な情報提供」を行うなど，正しい知識や情報の提供により不安の解消に努めてまいりました。

さらに，警戒水準がフェーズ4に引き上げられた際には，「危機管理対策本部」を設置し，感染が疑われる症例が発生した場合に備え，感染症指定医療機関等への患者受け入れ準備，抗インフルエンザウイルス薬の配備等について調整を行ってまいりました。

このように，新型インフルエンザから県民の生命と生活を守るため，全力で取り組んでおりますが，医療体制の整備をはじめ各種対策において，課題も多くあります。

【提言・要望の具体的内容】

国においては、新型インフルエンザの発生に伴い、国民の生命を守り、社会的混乱を最小限にとどめるため、行動計画・ガイドライン等に沿った、総合的な対策を実施していただいておりますが、今後、国と地方がそれぞれの役割を担いながら、迅速な対策を進める上で必要となる次の措置を早急に講じてください。

1 市町村における業務継続計画策定支援について

本県においては、県内全ての市町村において行動計画を策定するよう助言・指導を行っているが、上下水道・ごみ処理・消防・救急搬送など、住民の日常生活を維持するために不可欠な行政サービスについては、新型インフルエンザ発生時においても継続的に実施することが求められる。そのため、各市町村において業務継続計画（BCP）を策定できるよう、ガイドラインの作成や各種の資料提供、助言・指導を行うこと。

2 新型インフルエンザの治療に当たる医療機関への財政措置及び補償制度について

盧 陰圧テント及び予防内服薬等購入のための財政支援

新型インフルエンザの治療に当たる医療機関に必要となる陰圧テントや治療に当たる医療従事者の予防のための抗インフルエンザ薬、防護具等の購入費用について、国として財政支援を行うこと。

邊 医療従事者への補償制度の整備

感染リスクの最も高い外来及び入院医療機関の医療従事者への補償制度を整備すること。

3 抗インフルエンザウイルス薬について

盧 廃棄回避方策の検討

現在の備蓄薬については、7年が経過すれば廃棄することとなっている。その使用期限後の有効利用につながる方策の検討を行うこと。

邊 廃棄費用に係る財政措置

使用期限後の有効な利用策がなく、新型インフルエンザが発生しなかった場合には、その廃棄費用についても財政措置を講じるなど国が責任をもって対応すること。

蘆 備蓄更新費用に係る財政措置

廃棄前の備蓄更新費用についても財政支援を行うこと。

4 ワクチンの早期実用化について

新型インフルエンザに効くワクチンの早期実用化を図ること。

5 地方自治体への積極的な財政支援等について

国のガイドラインで定められた都道府県や市町村における社会的弱者に対する支援及び食料品・生活必需品・検査資材・個人防護具・非透過性納体袋等の備蓄をはじめ、新型インフルエンザ対策経費について積極的な財政支援を行うこと。また、保健所においては、新型インフルエンザ対策の最前線で中心的業務を担うことから、国による積極的な技術的支援を行うこと。

53 警察基盤の充実強化について

県担当課（室） 警察本部警務課，交通規制課，警備課

【提言・要望の趣旨】

県民に身近な犯罪の抑止と検挙，災害等緊急事態への危機対応を強化し，体感治安を改善するため，警察の人的体制と警察装備資機材の充実を図ること。

また，多発する交通事故を抑止するため，交通安全施設等の一層の整備を図ること。

【徳島県の現状と課題】

本県では，明石海峡大橋が開通した平成 10 年以降犯罪の広域化・スピード化・24 時間化が著しく，事件検挙やパトロール強化に対する県民からの要望の高まりに応え，街頭犯罪等抑止総合対策をはじめ各種施策を推進し，治安回復に努めてきました。こうした取組により，平成 20 年には 刑法犯認知件数が 5 年連続で前年を下回るなど数値上の一定の改善はみられたものの，明石海峡大橋開通前の平成 9 年と比較すると，なお，21 パーセントも上回っているほか，110 番受理件数は 5 年連続で 5 万件，警察安全相談受理件数は 6 年連続で 1 万件をそれぞれ上回るなど，県民の体感治安はむしろ悪化している厳しい状況となっています。

依然として多発する振り込め詐欺をはじめ，県民に身近な犯罪の抑止と検挙を強力に推進するためには，更なる人的基盤の充実強化が欠かせません。

また，本県では，今後 30 年以内に 50 ～ 60 パーセント程度の確率で南海地震が発生すると予想されており，最悪の場合には死者 4,300 人，負傷者約 1 万 4 千人など大きな被害が想定されますが，災害警備活動に必要な資機材 車両等の整備が立ち遅れております。このため 大規模地震等の災害発生時において，人命救助をはじめとする災害警備活動の迅速かつ効果的な実施に必要な資機材，車両の整備充実が急がれるところです。

更に，人口約 80 万人の本県において，車両の保有台数は約 70 万台，運転免許保有者は約 53 万人，高齢者は約 20 万人と，車社会と高齢化が進展する中で，政府目標の「平成 24 年までに交通事故死者 5 千人以下」を図るため，新交通管理システムや LED 式信号灯器等の整備充実が是非とも必要です。

【提言・要望の具体的内容】

- 1 徳島県警察官の増員を図ってください。

- 2 災害警備活動用資機材及び車両の整備充実を図ってください。
 - 盧 組立式FRP製救命ボート（6セット）
 - 邊 四輪駆動車（5台）
 - 藪 エアーテント（2張）

- 3 新交通管理システム関連事業を重点に実施するとともに、交通安全施設の高度化改良（更新）を図ってください。

V 「“まなびや”とくしま」の実現

54 地方国立大学への「国立大学法人運営費交付金」の安定的な配分について

県担当課（室） 政策企画総局

【提言・要望の趣旨】

国立大学法人運営費交付金の総額を確保するとともに、配分にあたっては、地方の国立大学が安定的な経営を維持できるよう配慮すること。

特に、国立大学附属病院が安定的な経営を維持できるよう配慮すること。

【徳島県の現状と課題】

大都市部に比較して大きな私立大学が少ない地方においては、高等教育分野のみならず地域の「知の拠点」としても、国立大学は大きな役割を果たしています。

本県においても、徳島大学と鳴門教育大学の2つの国立大学法人がありますが、地域医療をはじめ、地元企業との産学官研究、教育・文化の振興などの幅広い面で、地域になくてはならない存在となっています。

地方の国立大学が安定的な経営を維持し、多方面で地域貢献を果たしていくためには、「国立大学法人運営費交付金」の安定的な配分が必要不可欠です。

しかしながら、運営費交付金の配分にあたっては、教育・研究面や、大学改革等への取組の視点に基づき適切な配分を実現するとされており、運営費交付金の配分に安易な競争原理や成果主義が導入されると、大都市部と地方の大学間格差が生じ、ひいては地方の国立大学の存在すら危うくなると危惧しているところです。

中でも、附属病院の運営費交付金の算定に当たり、一般診療費が平成16年度予算で固定されるのに対し、病院収入は平成16年度予算額の2%（経営改善係数）相当額を毎年増加させた額とされており、徳島大学病院についても、そうした収入増を図ることが困難となっております。

地方の国立大学の附属病院が地域に果たす役割を維持していく上で、運営費交付金の配分に配慮することが必要です。

【提言・要望の具体的内容】

1 国立大学法人運営費交付金の確保

盧 地域において地方の国立大学が担う役割の重要性を踏まえ、まずは運営費交付金について、大学の教育、研究の基礎を支える基盤的な交付金として、しっかりと総額を確保してください。

邊 運営費交付金の配分にあたっては、地方の切り捨てにつながる一方的な成果主義、競争原理を導入することなく、地方の国立大学が地域において果たしている役割に十分に配慮し、地方大学の安定的な経営に必要な交付金額を確保してください。

2 国立大学附属病院の安定的な経営維持

国立大学法人附属病院が、医療機関としての役割のみならず、地域において担っている政策的な医療の提供を維持するため、病院改善係数を見直すなど、運営交付金を適切に配分してください。

55 海外留学奨学金制度の充実について

県担当課（室）政策企画総局

【提言・要望の趣旨】

諸外国との相互理解と友好親善を深め、国際的に活躍できる人材の育成を進めるため、高等専門学校を対象とした海外留学奨学金制度の充実を図ること。

【徳島県の現状と課題】

本県では、平成 19 年 9 月にドイツ・ニーダーザクセン州との交流に関する共同宣言を締結するなど、国際化に向けた取組を進めており、県内の大学や高等専門学校についても、同州内の大学と交流協定を結ぶなど、学生交流や学術交流が進められております。

また、本県の阿南工業高等専門学校をはじめとして、全国の高等専門学校 63 校のうち、41 校においては、既に諸外国の大学等と学術交流の協定が締結されております。

一方、国においては、平成 20 年 7 月 29 日、日本を世界により開かれた国とし、世界の間のヒト・モノ・カネ、情報の流れを拡大する「グローバル戦略」を展開する一環として、2020 年を目途に 30 万人の留学生受入れを目指す「留学生 30 万人計画」が策定されました。

この計画を着実に推進するためには、留学生の受け入れだけでなく、相互交流し、お互いの優れた知識や技術を交換することが必要であり、海外留学を推進する各種の奨学金制度の充実が必要不可欠であります。

しかしながら、独立行政法人日本学生支援機構が実施する「短期留学推進制度」においては、高等専門学校が対象外となっており、制度の拡充が必要であります。

【提言・要望の具体的内容】

独立行政法人日本学生支援機構が実施する「短期留学推進制度」について、大学間学生交流協定等を締結した高等専門学校も対象とするよう制度を拡充してください。

56 学校教育の推進に必要な教職員定数の充実について

県担当課（室） 教育総務課

【提言・要望の趣旨】

公立学校の教職員定数の充実を図ること。

【徳島県の現状と課題】

本県においては、教職員が教育の現場で子ども一人ひとりと向かい合い、学力の向上等に向けたきめ細かな教育が実践できる環境づくりを進める観点から、少人数学級編制等を内容とした「いきいき学校生活支援プラン」をはじめ、不登校児童生徒及び障害児等への支援など、個々の実情に応じた教育環境の充実を図り、教育の機会均等の確保とその水準の維持向上に取り組んでいます。

特に、少人数学級については、従来から導入している小学校1・2年生における35人学級に加え、平成20年度から、いわゆる「中1ギャップ」等の課題に対応するため、中学校1年生においても35人学級を導入し、小学校中高学年及び中学校2・3年生における少人数指導等と併せてきめ細かな指導の充実を図っているところであり、今後もこれらの取組を推進していくことが重要な課題となっています。

また、平成19年6月の学校教育法の改正を受け、平成20年4月から副校長、主幹教諭及び指導教諭の新たな職を小・中・高等学校に配置して、学校における様々な教育課題に対する組織的・機動的な対応を図っているところであり、これらの体制整備と併せて、学習指導要領の円滑な実施や教員の子どもと向き合う時間の拡充について、今後も一層推進していく必要があります。

しかしながら、現行の教職員定数は年々減少しており、教育に関する諸課題に対応した地方独自の取組を進めるには厳しい状況にあります。そのため、教職員定数の充実を図ることが必要です。

【提言・要望の具体的内容】

教職員定数の改善を行い，下記の事項の充実を図ってください。

1 教職員定数の標準の充実について

盧 少人数学級編制等のための定数措置の充実

児童生徒に多様できめ細かな指導を行い，その個性を伸ばし，豊かな人間性を育むことができるよう，35人学級等の少人数学級編制及び少人数指導のための定数措置について一層の充実を図ること。

邊 学校栄養職員等の定数基準の見直し

学校における食育を推進するため，小規模校においてもきめ細かな取組が実施できるよう，学校栄養職員及び栄養教諭の定数基準を見直すこと。

また，学校給食を実施するために必要な施設を学校に置かず，民間委託により学校給食を実施している学校においても学校栄養職員が配置できるよう，定数基準を見直すこと。

蘆 司書（事務職員）の定数基準の見直し

生徒の読書活動や主体的な学習の推進を図るため，小規模高校においても司書の配置が可能となるよう，事務職員の定数基準を見直すこと。

盼 専攻科の定数法への位置づけ

生徒の社会人，職業人としての自立に資する専門教育を行うための体制を充実することができるよう，専門高校の専攻科の運営に必要な教職員を定数法に位置づけること。

2 今日的な課題に対応するための加配措置の充実について

盧 教育改革の諸課題に対応した地方独自の取組

教育課程の円滑な実施，特色ある学校づくりのための取組など，教育改革の諸課題に対応した地方独自の取組を推進することができるよう，加配措置の充実を図ること。

邊 コミュニティ・スクールの普及

保護者，地域住民と学校が協働し学校運営に参画するコミュニティ・スクールを普及し，地域に開かれた学校・信頼される学校づくりを推進することができるよう，加配措置の充実を図ること。

蘆 特別な学習指導，生徒指導及び進路指導の取組

児童生徒の問題行動など特にきめ細かな指導が必要とされる学校において，児童生徒の状況に応じた特別な学習指導，生徒指導及び進路指導の取組を進めることができるよう，加配措置の充実を図ること。

盼 キャリア教育の推進

ニート・フリーター対策として、望ましい勤労観・職業観及び人生観を育むことができるよう、平成 18 年度から加配措置されている高校に加え、義務教育においても児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育を推進するための加配措置を講じること。

眺 学校のマネジメント機能の強化

組織的・機動的な学校運営が行われるよう、平成 20 年度から加配措置されている義務教育に加え、高校においても主幹教諭の配置を推進し学校の組織運営体制や指導体制の充実を図るための加配措置を講じること。

また、主幹教諭は、その職の重要性から本来加配措置ではなく、教職員定数内の標準数へ位置づけられるべきものであり、その導入に向けた検討を行うこと。

眇 事務職員等の活用による教員の勤務負担の軽減

教員には、保護者や地域から学校に対して寄せられる多数の様々な要望等への対応に多くの時間を費やし苦慮している等の実態があり、こうした教員の勤務負担を軽減し、教員が児童生徒に向き合う時間を拡充することができるよう、義務教育に加え、高校においても事務職員等の活用による事務処理体制や校務運営体制の充実・改善を図るための加配措置を講じること。

晒 新学習指導要領の円滑な実施

新学習指導要領の実施に伴う授業時数の増加等に対応し、円滑かつ充実した指導を行うための取組を推進することができるよう、加配措置を講じること。

また、加配措置に加え、小学校における外国語活動が円滑に実施できるよう、地域人材の活用などによる人的支援のために必要な財政措置を講じること。

57 新学習指導要領の円滑な導入・実施について

県担当課（室） 学校政策課，体育健康課

【提言・要望の趣旨】

新学習指導要領の円滑な導入のため，小学校段階での外国語活動等の教材整備，指導体制の充実について，財政措置の拡充を図ること。

【徳島県の現状と課題】

平成 20 年 3 月，小・中学校の学習指導要領が改訂され，平成 21 年度からの移行期間を経て，小学校は平成 23 年度から，中学校は平成 24 年度から，それぞれ全面実施されます。子どもたち一人ひとりの「生きる力」をはぐくむためには，この新しい学習指導要領が円滑に導入・実施されることが必要です。

今回の学習指導要領の改訂では，従来と比べて，一部の教科等において教育内容・授業時数が増加しています。このため，新たに必修化された小学校 5・6 年における外国語活動や算数・数学等の教育内容・授業時数が増える教科については，移行期間中に内容を追加し，授業時数を増やして指導することとなっています。さらに，伝統や文化に係る教育なども重視されており，これまで以上に確実かつ迅速な対応が求められています。

本県でも，小学校の外国語活動については，平成 21 年度，県内すべての学校で年 15～35 時間の実施を予定しています。また，中学校 1・2 年男女に必修化された武道・ダンスについては，実施に向けて教員の指導力の育成にも取り組んでいくこととしています。

こうした状況を踏まえ，小学校段階での外国語活動，教育内容・授業時数が増加する算数・数学などの教材・教具の整備や，中学校における武道・ダンスに対応するための用具等の整備や指導体制の充実が重要な課題となっています。

【提言・要望の具体的内容】

新しい学習指導要領の円滑な導入・実施に必要な、次の措置を講じてください。

1 小学校段階における外国語活動等の教材・教具の整備

新たに必修化された小学校段階における外国語活動，教育内容・授業時数の増加する算数・数学や伝統文化を尊重する教育に係る教材・教具の整備について，財政措置の拡充を図ること。

2 武道・ダンスにおける事業の拡充

新たに必修化された中学校1・2年生の武道・ダンスにおける次の事業について，財政措置の拡充を図ること。

盧 「中学校武道必修化に向けた地域連携指導実践校」

盪 「地域スポーツ人材の活用実践支援事業」

58 高等学校における学力向上対策等に係る事業の拡充について

県担当課（室） 学校政策課

【提言・要望の趣旨】

高等学校における学力向上対策，キャリア教育に係る事業を拡充すること。

【徳島県の現状と課題】

国際的な学力調査によると「数学的リテラシー」，「読解力」が低下しているという結果が出されており，学力向上の必要性が指摘されています。本県においても，これらのことを踏まえ，平成 18 年度より，県内全ての高等学校に「学力向上検討委員会」を設置し，「学力向上推進員」を指名して，全県的に学力向上に取り組んでいるところです。

また，社会環境や産業構造の急激な変化に伴い，高い早期離職率やフリーター志向の広まり等，若者の勤労観・職業観の未熟さ，職業人としての基礎的資質，能力の低下等が指摘されていますが，本県においても例外ではなく，望ましい勤労観・職業観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるキャリア教育の充実を図ることが課題となっています。

文部科学省や県が関連事業を実施し，学力向上やキャリア教育の先進的な取組を普及していくことがより一層求められており，今後も，学力向上とキャリア教育の一層の推進を図り，取組の成果を県下全域に普及していくためには，事業の拡充が必要であると考えます。

【提言・要望の具体的内容】

高等学校における学力向上対策，キャリア教育を一層推進するための施策の充実を図ってください。

1 学力向上対策について

理数教育に重点をおいた研究開発をおこなう「スーパーサイエンスハイスクール事業」やコミュニケーション能力の育成の研究などをおこなう「英語教育改善のための調査研究事業」など、理数教育や英語教育等、高等学校における学力向上を支援する事業に関して、既存事業の指定校数を拡充する等、財政措置の拡充を図ること。

2 キャリア教育について

農業，工業などの地域産業を担う専門的職業人の育成のための「地域産業の担い手育成プロジェクト事業」や「目指せスペシャリスト事業」など高等学校におけるキャリア教育の充実に資する事業について，対象分野を広げ，指定校数の拡充を図る等，財政措置の拡充を図ること。

59 特別支援教育の充実・強化について

県担当課（室）特別支援教育課

【提言・要望の趣旨】

特別支援学校の幼児・児童生徒の障害の重度・重複化，多様化に対応するとともに，幼・小・中・高等学校に在籍する障害のある幼児・児童生徒への支援及び特別支援学校のセンター的機能の充実を図るため，人的な体制の整備を進めること。

【徳島県の現状と課題】

本県においては，発達障害者の「自立と社会参加」を進めるため，福祉・教育・医療の3施設からなる「発達障害者総合支援ゾーン」を整備する「ハナミズキ・プロジェクト」を進めており，その中核となる施設として，高等学校段階の，病弱又は軽度知的障害を伴う発達障害等の生徒に社会的・職業的自立に向けた教育を行う「高等養護学校」の開校に向けて整備を進めるなど，教育環境の整備に努めています。

また，すべての幼・小・中・高等学校・特別支援学校において特別支援教育コーディネーターを指名するとともに校内委員会を設置し，校内支援体制を整備するとともに，「個別の指導計画」を作成することにより，一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実に努めています。

さらに，特別な支援を必要とする児童生徒に対して，特別支援学校の教員の巡回，通級による指導，ボランティアの養成と派遣による支援を一体化し，特別支援学校が主体的に計画し，取り組む，本県ならではの特別支援教育を推進しているところであり，今後もこれらの取組の充実が求められています。

しかしながら，特別支援学校においては在籍者数の増加とともに幼児・児童生徒の障害の重度・重複化，多様化が進み，小中学校の特別支援学級においても在籍者数及び学級数の増加と児童生徒の障害の程度の多様化が見られ，特別支援教育の充実・発展に向けた取組を進めるには厳しい状況にあります。そのため，人的な体制の整備を進めることが必要です。

【提言・要望の具体的内容】

1 特別支援学校への看護師の配置

特別支援学校の幼児・児童生徒の障害の重度化・重複化に対応し、安全・安心な教育環境を整備するため、医療的ケアを必要とする幼児・児童生徒が在籍する特別支援学校に教員定数外で看護師を配置できるよう、財政措置を講じてください。

2 専攻科の定数法への位置づけ

障害のある生徒の社会人・職業人としての自立に資する専門教育を行うための体制を充実することができるよう、特別支援学校専攻科の運営に必要な教職員について、定数措置を講じてください。

3 特別支援教育支援員を高等学校にも配置できる財政措置

発達障害等のある幼児・児童生徒の学習支援や介助にあたる特別支援教育支援員を、高等学校にも配置することができるよう財政措置を講じてください。

4 特別支援学校及び特別支援学級の学級編制基準の改善

障害のある児童生徒の教育の充実を図るため、特別支援学校及び特別支援学級の学級編制基準の改善に取り組んでください。

5 加配措置の充実

次の課題に対応するため、加配措置の一層の充実を図ってください。

盧 特別支援学校における通級による指導の推進

特別支援学校のセンター的機能を充実するため、すべての特別支援学校における通級による指導を推進すること。

邊 発達障害を対象とした通級指導教室の拡大

小中学校の通常学級に在籍する発達障害のある児童生徒に対して、通級による指導を行う通級指導教室を拡大すること。

蘆 特別支援教育コーディネーターが、その職務に専念できるような体制整備

発達障害児等に対する教育的支援を充実するため、特別支援教育コーディネーターが、その職務に専念できるような体制を整備すること。

盼 教員の長期研修等への派遣の充実

特別支援教育に関する専門的な知識や実践的指導法を身につけるための長期研修等への派遣を充実すること。

60 スクールカウンセラー等の充実について

県担当課（室）学校政策課

【提言・要望の趣旨】

児童生徒や保護者等からの不登校・いじめ等での相談要望に適切に対応するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの財政措置の拡充を図ること。

【徳島県の現状と課題】

スクールカウンセラーは、児童生徒の問題行動に関する専門家として、多様化する子どもたちの心の問題の早期発見・早期解決・未然防止に効果を上げています。カウンセラーへの相談内容は、不登校・いじめ以外にも、友人関係・親子関係等多岐にわたっており、最近では、発達障害・精神疾患・リストカット等の自傷やその他の問題行動などますます多様化している状況であります。

本県においては、スクールカウンセラーの全公立小・中学校への配置を行ってきたところではありますが、相談件数が平成16年度の7,696件から平成20年度には13,948件になるなど、この5年間で倍増し、カウンセリングに十分な時間を確保することが困難な状況となっています。各学校からも、スクールカウンセラーによるカウンセリングの充実を求める声が非常に強まっています。

また、スクールソーシャルワーカーは、社会福祉士等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒や保護者の、不登校・いじめ・暴力行為・児童虐待などの課題に関する相談に応じているとともに、関係機関との調整にあたっています。しかしながら、現状では十分な人員が確保されていないため、今後スクールソーシャルワーカーの充実が急務となっています。

【提言・要望の具体的内容】

児童生徒・保護者の様々な相談に適切に対応するためスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを充実してください。

1 スクールカウンセラーの充実

各学校への配置の充実を図るため、国庫補助率及び国予算が削減されたスクールカウンセラー活用事業の補助率を復元し併せて財政措置の更なる充実を図ること。

2 スクールソーシャルワーカーの充実

各学校だけでは、児童生徒の様々な問題行動に対応できない状況があり、社会福祉士等の専門的な知識や技能をもつスクールソーシャルワーカーの必要性が大きくなっている。スクールソーシャルワーカーを全市町村へ配置するための財政措置の拡充を図ること。

* スクールカウンセラーについては、平成13年度から平成19年度まで国の1/2補助事業であったが、平成20年度からは1/3補助事業とされた。

また、スクールソーシャルワーカーについては、平成20年度は全額国費で行われたが、平成21年度は1/3補助事業とされた。

61 次世代育成支援対策の着実な推進について

県担当課（室） こども未来課，健康増進課，労働雇用政策課，学校政策課

【提言・要望の趣旨】

我が国における急速な少子化の進行を抑えるため，子育て家庭における経済的負担の軽減や企業による次世代育成支援を促進する税制面の支援を充実するとともに，次世代育成支援対策推進法による行動計画に基づき地方自治体や企業等が実施する子育て支援をはじめとする各種施策に対する制度的な支援及び財源の確保を図ること。

また，放課後の児童の健全育成のための放課後児童クラブに対する支援の充実を図るとともに，児童養護施設退所児童の自立を促進するため，就職に必要な資格取得のための財政支援を図ること。

さらに，子どもを安心して育てることができる環境を整備するため，各都道府県に創設された「安心こども基金」について，より地域の実情に即した有効な活用が図られるよう制度の見直し，充実を図ること。

【徳島県の現状と課題】

本県における少子化の動向については，平成 18 年に上昇に転じた合計特殊出生率が，平成 19 年には，0.01 ポイント低下し，1.30 となりました。出生数もこの半世紀の間に約 6 割減少するなど，非常に厳しい状況にあります。今後の県勢の維持・発展のために，少子化対策の一層の充実を図ることが，緊急かつ重要な課題となっています。

こうしたことから，次世代育成支援対策推進法による行動計画「徳島はぐくみプラン」を策定し，総合的な施策を積極的に推進しているほか，平成 19 年度からは「緊急少子化対策」として，早急に対応すべき課題についての取組を進めておりますが，少子化の進行を抑えるためには，子育て家庭，企業及び市町村等に対する国の財政面等における支援を充実させることが重要です。

また，本県では，一般事業主行動計画を策定・届出し，次世代育成支援に積極的に取り組む企業に対する認証及び表彰を実施していますが，次世代育成支援対策推進法に基づく国の認定（以下「国の認定」という。）を受けた企業はほとんどなく，その認定を促進するとともに，同法の改正により，平成 23 年 4 月以降，一般事業主行動計画の策定・届出の義務づけ範囲が「従業員 301 人以上の企業」から「従業員 101 人以上の企業」に拡大され，企業における仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境の整備等を充実する必要があることから，新たに対象となる企業も含め，本県における取組を一層促進する必要があります。

さらに，児童養護施設入所児童が退所し，就職する際には，資格取得が条件とされることも多いことから，退所後の自立促進を図るため，就職に必要な運転免許等の資格取得費用について国による財政支援を充実させるとともに，国の「子育て支援対策臨時特例交付金」を活用し，創設した「安心こども基金」について，より地域の実情に即した有効な活用が図られるよう制度の見直し，充実を図ることが重要です。

主管省庁局名 厚生労働省雇用均等・児童家庭局，内閣府政策統括官（共生社会政策担当），財務省主税局，文部科学省初等中等教育局

関係法令等 次世代育成支援対策推進法，少子化社会対策基本法，所得税法，法人税法，児童扶養手当法，児童福祉法，学校教育法

【提言・要望の具体的内容】

- 1 子育てを社会全体で支援するため、子育て家庭における関係給付の拡充や企業に対する新たな税制の創設等、支援の充実を図ってください。

盧 子育て家庭に対する支援の拡充

子育てに関わる不安や悩みとして、子育てに伴う経済的負担が重いことを挙げる家庭が多いことから、社会保障給付費における児童・家族関係給付の更なる充実や子育て家庭に対する税の優遇措置の拡充を図ること。

その際には、中・高等学校及び大学等における教育費等が子育て家庭にとって大きな負担となっていることから、こうした負担の軽減に十分配慮すること。

邊 職場環境の整備促進を図る企業に対する新たな税制

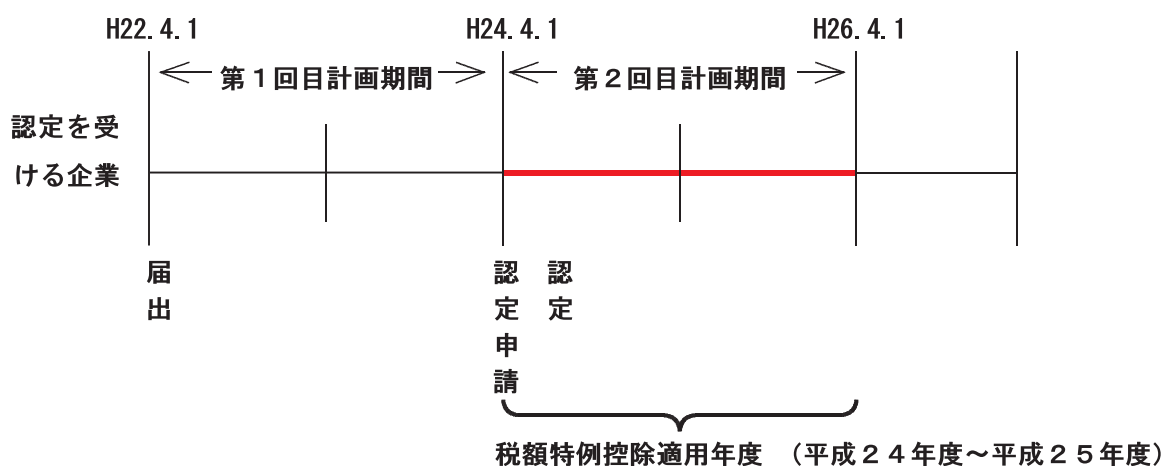
ア 行動計画の策定が義務とされている企業については、行動計画を策定して国の認定を受けた場合、認定後初の計画期間において、法人税の特例措置（税額特例控除）を講ずるなど、税制面での優遇措置を図ること。

イ 行動計画の策定が努力義務とされている企業については、行動計画を策定して育児休業制度等について法律に定める規定以上の制度を導入し活用が図られた場合に、その計画期間において、法人税の特例措置（税額特例控除）を講ずるなど、税制面での優遇措置を図ること。

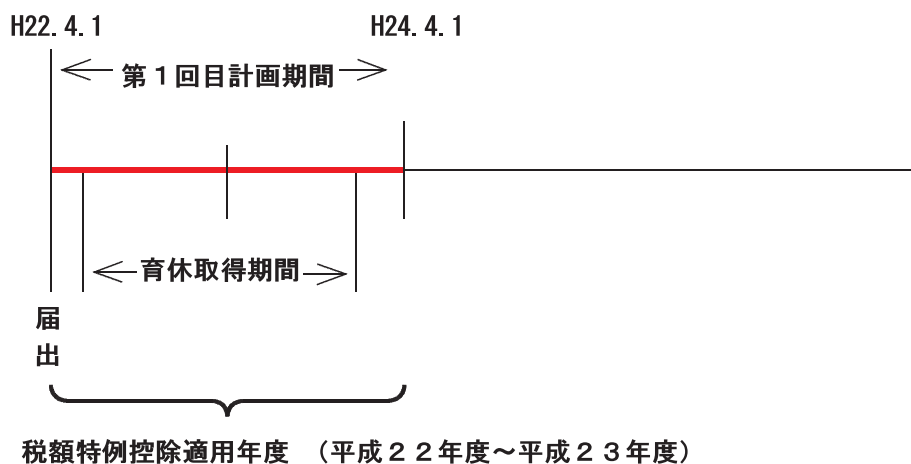
また、国の認定を受けた場合は、優遇措置を延長すること。

〈税額特例控除のイメージ図（行動計画期間2年の場合）〉

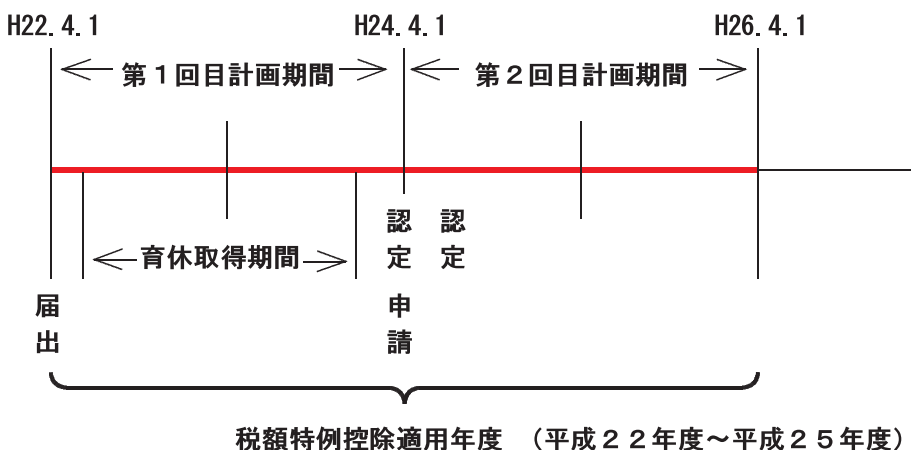
ア ・義務とされている企業が行動計画を策定し、国の認定を受けた場合



イ ・努力義務とされている企業が行動計画を策定し，育児休業等の取得が図られた場合



・上記の事例適用に加えて，国の認定を受けた場合



2 次世代育成支援対策交付金の充実

次世代育成支援対策推進法に基づく市町村，県の行動計画の着実な推進が図られるよう，国の制度的な支援と財源の確保を図ってください。

特に，次世代育成支援対策交付金について，市町村が地域の実情に応じてより自主性を発揮しやすいものとなるよう，対象事業，基準点数等の見直しを行うとともに，事業が円滑に進められるよう，交付手続きの簡素化・迅速化を図り，十分な交付額を確保してください。

3 周産期医療対策等の充実

安心して子どもを生み，育てることのできる環境づくりの一環として，周産期医療体制の整備を促進するため，周産期医療に関する診療報酬の充実を図るとともに，地域周産期母子医療センターの運営に対する助成制度については，財政措置の充実を図り，NICUのみを有する施設も助成対象にするなど助成基準の緩和を図ってください。

4 不妊治療費助成制度の拡充

次世代育成支援の一環として，不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減するため，医療保険

が適用されない不妊治療に対して治療費の一部を助成する不妊治療費助成制度が実施されていますが、1回あたりの治療費が高額になるうえ助成額に上限があり、費用助成としては十分とはいえないことから、助成制度をより一層拡充してください。

5 乳幼児医療費助成制度の充実

少子化対策の一環として、乳幼児の疾病の早期発見、早期治療及び病児を抱える保護者の経済的負担の軽減に資するため、乳幼児医療費助成制度は市町村を実施主体として、全国で30年以上前から継続して実施されていますが、近年、自治体間における財政力の格差と同様に、助成内容に大きな格差を生じていることから、乳幼児医療費助成制度は国の制度として、国において助成制度を創設してください。

6 多子家庭に対する保育料の軽減措置の充実

子育て家庭における保育や教育に係る経済的負担が重いことが少子化の一因に挙げられていることから、同時入所の有無に関わらず、第2子の乳幼児に係る保育料を軽減するとともに、第3子以降の乳幼児の保育料が免除されるよう、国において保育所運営費等の充実に図ってください。

7 幼稚園への就園奨励制度の充実

少子化対策を推進する観点から、幼稚園の保育料等に係る保護者負担を軽減するために、市町における就園奨励事業が促進されるよう必要な財源を確保するとともに、補助単価や補助率の引き上げなど、財政措置の充実に図ってください。

8 総合的な放課後児童対策の着実な推進を図るための制度的、財政的支援の充実

親の就労と子どもの育成の両立を支援するため、利用する子どもたちが放課後を安心・安全に過ごすことのできる遊びや生活の場としての機能の充実及び安定的な運営ができるよう、放課後児童クラブの運営に対する支援の充実に図ってください。

特に、ひとり親家庭など生活基盤の脆弱な世帯の保護者負担の軽減を図るための支援を充実してください。

9 児童養護施設等入所児童に対する児童保護措置費の拡充

高校卒業予定者が求職活動を行う際には、一般的に自動車運転免許などの資格を要求されることが多いが、児童養護施設等の入所児童の場合は、児童保護措置費の就職支度費では資格取得費用は対象とされていないことから、運転免許等の資格取得が困難であるため、進路選択の幅が狭められています。

このことから、入所児童の高校卒業後の就職の安定を図り、自立を促進するため、国において就職に必要な運転免許等の資格取得費用を対象とした児童保護措置費の拡充をしてください。

10 安心こども基金の制度の見直し，充実

子育て家庭が安心して子どもを育てることができる環境を整備するため，都道府県に創設された「安心こども基金」について，より地域の実情に即した有効な活用が図られるよう，次の観点から，制度の見直し，充実を行ってください。

盧 保育所等緊急整備事業については，潜在的な待機児童があることや耐震化への緊急的対応の必要性等を勘案し，待機児童の有無や定員の増加にかかわらず，国の補助率の一律嵩上げを行うこと。

邊 放課後児童クラブ設置促進事業については，既存の国庫補助事業とともに，地域の実情に応じた設置の促進が図られるよう，国の補助率の一律嵩上げや対象要件の緩和等を行うこと。

藪 基金を最大限に活用し，多様な保育ニーズに対応できるよう，本基金の各区分間における弾力的な配分変更を可能にするとともに，公立保育所の耐震化の促進をはじめとした地方自治体の単独保育施策等にも基金の充当を可能にするなど事業実施に係る裁量を広く認め，地域の実情に応じた取組を支援する柔軟な仕組みとすること。

盼 基金の設置期間について，民間の施設整備には相当の期間が必要であるにもかかわらず，平成 22 年度事業においてやむを得ない事情により繰越となった場合の対応等が想定されていないことから，十分な期間設定とすること。

VI 「“みんなが”とくしま」の実現

62 DV対策の強化について

県担当課（室） 男女参画青少年課，こども未来課

【提言・要望の趣旨】

DV被害者を守るため，実効あるDV対策の制度を確立すること。

【徳島県の現状と課題】

本県では、「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する徳島県基本計画」を策定し，被害者への一時的な住居を提供するステップハウス事業や県と警察が連携して「携帯用緊急通報装置貸与事業」を実施するなど，DV被害者の自立支援，安全性の確保に努めているところであり，本年3月には，この計画を改定し，更に，DVの防止や被害者の自立支援など総合的な施策を講じていきたいと考えております。

しかし，DVによる傷害事件や保護命令違反が起こるなど，DV被害は後を絶たない状況にあります。また，保護命令を発令された加害者は恨みや不満感を強く抱き，保護命令期間の終了をねらった事件が起こることなどから支援を躊躇する被害者も見受けられます。

被害者が安心して支援を受け，被害者の安全を確保するためには，実効あるDV対策の制度の確立が必要です。

【提言・要望の具体的内容】

被害者の安全確保と自立支援のために、保護命令の実効性を確保できる制度改正及び財源措置をしてください。

- 1 県域を越えた広域的な連携や警察との連携をさらに円滑に実施し、被害者の一層の安全確保を図るため、配偶者暴力相談支援センターに連携専門員を配置すること。
- 2 加害者更生プログラムの受講義務付けや新たな法整備の検討をするなど、加害者更生のための効果的な指導方法を確立すること。

63 介護保険制度の円滑な運営について

県担当課（室） 介護保険指導室

【提言・要望の趣旨】

介護保険制度を円滑に運営するため、低所得者対策の拡充、介護サービス情報の公表制度の改善、地方公共団体の事務負担の軽減と支援について、必要な措置を講ずること。

【徳島県の現状と課題】

介護保険制度においては、現行の保険料段階、利用者負担段階は、高齢者自身の収入及び課税状況と世帯の課税状況により区分されておりますが、世帯課税で本人非課税である保険料第4段階において負担感が最も大きくなっています。世帯の課税状況による区分は、世帯分離を促進し在宅生活を困難とする要因にもなりますので、高齢者自身の収入状況等で区分した保険料・利用者負担の仕組みが必要と考えます。

また、現在行われている低所得者対策は、それぞれの対象となるサービスの種類やサービス提供事業者が限定されており、利用者や事業者の間で不公平感が生じています。

さらに、今回の介護報酬改定により中山間地域等に所在する小規模の事業所が行う訪問介護等のサービスについて加算が行われておりますが、低所得者の負担増につながらないよう、国による負担軽減策が必要と考えます。

次に、要介護認定者等が、事前に介護サービス事業者のサービス内容や運営状況等を比較・検討して、適切に選択するために、介護サービス情報の公表制度が行われておりますが、情報公表サイトへのアクセス数が少ないことや介護サービス事業者からの苦情が寄せられているため、介護サービス情報の公表制度が利用者に十分活用されるように、公表項目の改善や介護サービス事業者の負担軽減が必要と考えます。

一方、介護保険法の改正や介護報酬の改定等に伴い、都道府県や市町村の事務事業が増加かつ複雑化していますが、厳しい財政状況下での人員削減に加え、地方においては専門職の確保が困難な状況があり、早期の情報提供などによる事務の軽減・簡素化や人員確保への支援が必要と考えます。

【提言・要望の具体的内容】

1 低所得者対策の拡充

盧 保険料及び利用者負担について、世帯の課税状況による区分を撤廃し、高齢者自身の収入状況等に応じた仕組みを構築してください。

邊 既存の低所得者対策を再構築してください。

対象サービスの種類や事業主体を問わない恒久的な制度として再構築すること。

中山間地域等における特別地域加算、小規模事業所加算等については、低所得者の負担増につながらないように、国による負担軽減策を講じること。

2 介護サービス情報の公表制度の改善

盧 高齢者やその家族が、介護サービス事業者を選択する上で利用しやすいものとなるように、文字情報ばかりでなく、介護現場の写真を載せるなど、表示方法を改善してください。

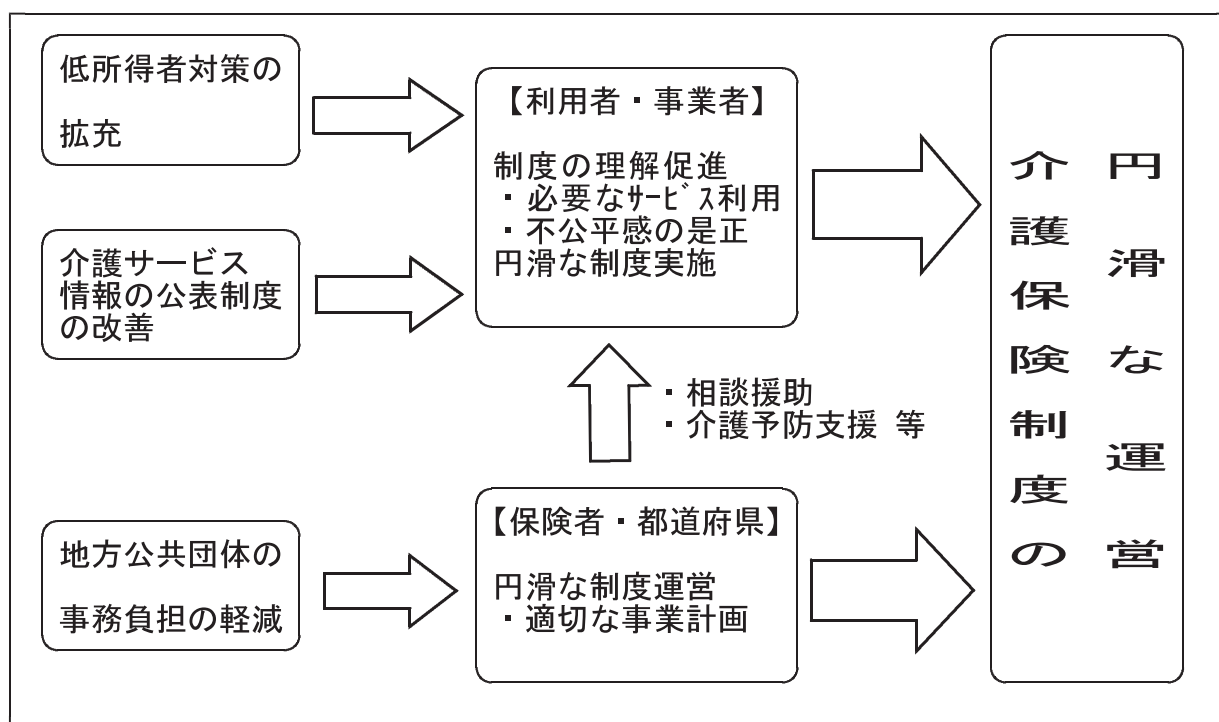
邊 公表内容における調査項目の削減、調査の隔年化等により、介護サービス事業者の負担軽減を図ってください。

3 地方公共団体の事務負担の軽減と支援

盧 地方自治体の事務負担を軽減するための方策を講じるとともに、制度改正にあたっては、新たな制度の周知や実施体制整備等の準備期間が確保できるよう、具体的な内容について早期に情報提供してください。

邊 市町村が責任を持って運営する地域包括支援センターの円滑な事業実施が図れるよう、財源や人材の確保等の支援策を講じてください。

【事業概要図】



64 発達障害者支援制度の整備について

県担当課（室） 障害福祉課

【提言・要望の趣旨】

知的障害を伴わない発達障害児に特別児童扶養手当が適切に認定されるよう、認定基準を見直すこと。

【徳島県の現状と課題】

発達障害者支援法の施行により、「発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族に対する支援が行われるよう、必要な措置を講じる」ことが、国及び地方公共団体の責務とされました。

本県においては、この制度改正を受け、「発達障害者支援体制整備検討委員会」や「発達障害者支援センター」を設置し、支援に向けた取組を推進しているところであります。

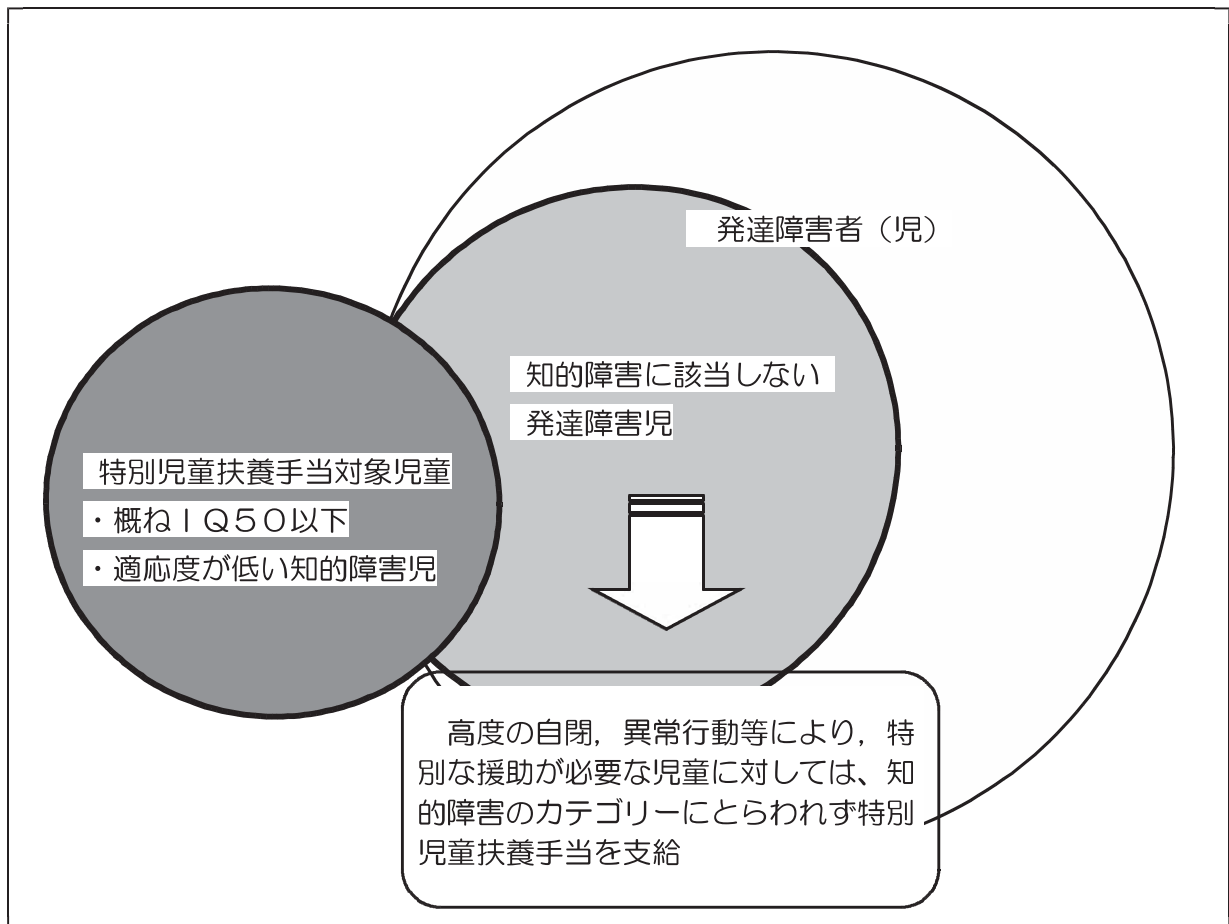
しかしながら、知的障害を伴わない発達障害児は、特別児童扶養手当の認定対象にならないなど、依然、必要な支援を十分受けられない状況に置かれています。

国においては、現在、発達障害者に対する支援手法の開発・確立に向けて検討が続けられているところと承知していますが、支援の狭間にある本人及び家族の状況を1日も早く改善するためには、このような現状に配慮した、より実践的な支援制度が必要です。

【提言・要望の具体的内容】

特別児童扶養手当の支給要件に関して、知的障害を伴わない発達障害児に対しても適切に認定されるよう、基準の見直しを早急に行ってください。

【事業概要図】



65 移住・交流施策の促進について

県担当課（室） 地方分権推進課，農山村保全対策室

【提言・要望の趣旨】

国において，都市から地方への移住・交流を促進するための必要な対策を講じること。

【徳島県の現状と課題】

我が国の経済雇用情勢は，「百年に一度」の経済危機に直面し，非正規労働者のみならず正規社員の雇用調整の動きが拡大するなど，日増しに深刻の度合いを深める中で，本県では，この経済・雇用対策に併せて，独自の施策として「ふるさと回帰対策」に取り組んでおります。

「ふるさと回帰対策」の一つである「農山漁村ふるさと回帰プロジェクト」においては，農業未経験者に対する就農相談から研修，就農までを地域で支える総合支援体制を構築し，大都市等の県外で離職を余儀なくされた方々のきめ細やかな受け入れ態勢の整備を進め，本県の中山間地域等での就農，そして移住の促進に努めております。

このほか，地域の受け入れ態勢として，市町村における「移住交流支援センター」の設置をはじめ，民間における体験学習活動の受け皿づくりや，農地付き滞在施設，農林漁家民宿などの整備を積極的に進めております。

国におきましても，各種の移住・交流施策が講じられていますが，「定住促進空き家活用事業」等，補助要件等が厳しいことから活用が難しい状況にあります。

現下の喫緊の課題である経済雇用対策として移住・交流をより一層促進するためにも，地域の実情に応じた補助要件の緩和等が必要であります。

【提言・要望の具体的内容】

首都圏や近畿圏などの都市部から本県をはじめとする地方への移住や、都市と地方との交流を促進するために必要な対策を積極的に講じてください。

1 定住促進空き家活用事業について

過疎地域における「定住促進空き家活用事業」について、経済雇用対策として活用するためにも、地域の実情に合わせて、次のとおり補助要件の緩和等を行うこと。

盧 市町村が、「3戸以上」の空き家を単年度で同時に整備することは、過疎地域の実態や財政状況から困難であるため、住宅として空き家を整備する場合の「3戸以上」の要件をなくすこと。

邊 「移住希望者の一時滞在施設（1ヶ月～1年未満程度）」として空き家を整備する場合も補助対象とすること。

蘆 NPO法人についても事業実施主体とすること。

2 地域総合整備資金貸付制度（ふるさと融資）について

移住・交流に資する民間事業について、次の措置を講ずること。

盧 現在の厳しい経済雇用情勢から、過疎地域においては、「ふるさと融資」の融資要件である新規雇用を満たす事業所等の新增設は見込めない状況にあること、また、給与所得でなくても移住によって地域への様々な活性化の効果が見込まれることから「新規雇用の要件」とらわれず、NPO法人等がUターンやIターン者のための「5戸以上の賃貸用住宅の整備」を行う場合を対象とする、新たなスキームの融資制度を設けること。

邊 「ふるさと融資」の過疎地域における融資比率について25%から30%に拡大するとともに、地方公共団体の財政負担が拡大しないよう、起債の利子に対する地方交付税の措置率について75%から80%に引き上げること。

3 都市と農山漁村の交流について

農山漁村では、民家での宿泊体験などにより、都市との交流に取り組んでいるが、農山漁村をより身近にし、地域への訪問者数の底上げを図るために、子供会や地域グループの日帰りや1泊程度の体験ツアー、中学生の体験活動等を受け入れる地域協議会等を育成するための支援制度を創設すること。

66 新たな中山間地域等直接支払制度の創設について

県担当課（室） 農山村保全対策室

【提言・要望の趣旨】

中山間地域等直接支払制度については、地域の活性化に大きく貢献しており、関係者等から高い評価を得ているが、中山間地域の農業は依然厳しい状況にある。

平成 22 年度以降の新たな制度については、農業者が中山間地域で定着できる制度とすること。

【徳島県の現状と課題】

本県の中山間地域は、県土の 83% を占めるとともに、耕地面積の 52%、農業産出額の 38% を占め食料供給において重要な地位を占めるとともに、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承などの多面的機能においても重要な役割を担っています。

また、そうした多面的機能の重要性から、わが国農政史上初の直接支払制度である中山間地域等直接支払制度が平成 12 年度に導入されました。

本制度の実施により、協定集落においては耕作放棄地の発生防止にとどまらず、集落の話し合い活動や機械・施設の共同利用、農作業受委託の進展など、地域づくりや営農システムづくりに関する様々な効果が現れており、地域の主体的な取組を積極的に喚起する画期的な制度であり、農業者や市町村関係者等からは高い評価を得ています。

なお、本県においても、17 市町村の 668 協定（集落協定 656、個別協定 12）4,436 ヘクタールの農用地で取り組んでおり、約 5 億 2 千万円の交付金が約 1 万戸の農家に交付されています。

しかし、本制度の導入後も、農産物価格の低迷や農家数の減少が続いています。

本制度は残り 1 年となりましたが、この制度のままでは、中山間地域の集落機能や農業生産活動が衰退することは避けられず、ひいては、耕作放棄地の増加による多面的機能の衰退だけでなく、食料自給率や多様な食材の供給などに大きな影響が出てくることが予想されます。

地域が活用しやすく中山間地域の農業者を支える新たな制度が必要となっています。

【提言・要望の具体的内容】

中山間地域等直接支払制度は平成 21 年度末をもってその対策期間が終了することから、平成 22 年度以降については、中山間地域の農業者等が安心して農業が続けられる制度を要望します。

なお、新たな制度については、次のようなものにしてください。

- 1 農業生産条件の不利益度が極めて大きい、特に急峻な傾斜地において、その不利を適正に補正するため「超急傾斜区分」を新たに創設すること。

また、中山間地域で特に推進しなければならない営農の共同化、環境に配慮した農業、新規就農者の確保などの取組が強力に誘導され、併せて耕作放棄地解消にも資する制度とすること。

超急傾斜区分の創設

- ・水田において、傾斜度 1 / 10 以上は、ほ場整備への制約が大きくなり、実施しにくい傾斜となる。また、畑における 20 度以上は、浸食等が著しくなり、維持に大きな手間のかかる傾斜となる。よって、これらの傾斜度を超急傾斜区分とし、その不利益度合いに見合った新たな交付単価を設定すること。

(例)

区分	田	10a 当たり単価
超急傾斜農用地	1 / 10 以上	42,000 円
急傾斜農用地	1 / 20 以上 1 / 10 未満	21,000 円
緩傾斜農用地	1 / 100 以上 1 / 20 未満	8,000 円

農山村振興に向けた誘導加算の創設

- ・誘導加算については、営農の共同化、環境にやさしい農業、新規就農者の育成により達成する場合に交付するものとする。

(例)

超急傾斜の田で、集落営農、減農薬・減化学肥料栽培を行う場合
42,000 円 + 10,000 円 + 10,000 円 = 62,000 円 (10a 当たり)
(誘導加算)

- 2 中山間農業農村指導員の設置

集落リーダーの高齢化が進むなか、制度の周知や実施状況の調査、共同作業の計画・実施、経理指導、新規就農者の指導等を行い、併せて地域の新たな雇用対策となる「中山間農業農村指導員」を各市町村に設置する制度とすること。

- 3 国負担率のアップ

中山間地域農業の維持を図ることは、食料の安定供給や国土の保全といった国家的視点で考えるべきであり、かつ、全国的な規模で行わなければならない施策であることから、国の補助率は 3 分の 2 とし、知事特認地域等については 2 分の 1 とすること。

67 地方公共団体への寄附金に係る税控除制度の充実について

県担当課（室） 政策企画総局

【提言・要望の趣旨】

納税者の意思をさらに反映できる制度とするため、地方公共団体への寄附金に係る税控除制度を充実すること。

【徳島県の現状と課題】

平成 20 年 4 月 30 日の「地方税法等の一部を改正する法律」公布により実現された「ふるさと納税制度」は、自らの税の使い道を自ら選択するといった納税者の税に対する意識を改革し、ふるさとの魅力を磨く大競争時代へ向け大きく踏み出すものであります。

これを契機として、本県では、この制度を最大限活用し、魅力ある地域づくりに繋げるため、「7つの事業メニュー」から用途を選択できる形で、「本県ゆかりの県外在住者」や「法人企業」を対象に広く寄附金を募っております。

しかし、「ふるさと納税制度」は、5千円の自己負担が発生することや、所得税と個人住民税の両方から寄附金控除を受けるためには確定申告が必要であることなどが、利用拡大を妨げる一因となっており、「ふるさとを応援したい」という思いの納税者が利用しやすい制度への改善が必要となっております。

また、法人からの寄附金については、「全額損金算入」という優遇措置が講じられているものの、個人の場合と同様に「自らの税の使い道を自ら選択する」仕組みを促進するような制度を創設することが求められています。

さらに、大規模災害発生時には、被災地方公共団体に対して多額の義援金が寄せられることから、被災自治体への寄附者の善意を税制面で支援するため、寄附金控除制度のさらなる拡充が望まれます。

【提言・要望の具体的内容】

納税者の意思をさらに反映できる制度とするため、地方公共団体への寄附金に係る税控除制度の充実に寄与する次の措置を講じてください。

- 1 個人の地方公共団体への寄附金控除について、5千円の適用下限額を撤廃するとともに、給与所得者の年末調整の対象に「寄附金控除」を追加するなど、ふるさとを想う納税者の利便性を向上する制度とすること。
- 2 法人の地方公共団体への寄附金控除について、現行の「全額損金算入」という優遇措置に加え、法人住民税に「税額控除」を導入するなど、寄附を促進する制度とすること。
- 3 大規模災害発生時における被災地方公共団体に対する寄附金については、税額控除額の算定における「個人住民税所得割の額の1割」という限度額を引き上げるなど、より寄附者の善意を反映できる制度とすること。

68 「新過疎法」の制定と過疎地域に対する支援施策・措置の拡充について

県担当課（室） 財政課，市町村課，地方分権推進課，農林水産政策課，
県土整備政策課，南部総合県民局，西部総合県民局

【提言・要望の趣旨】

過疎地域が置かれている現下の厳しい状況を踏まえ、「過疎地域自立促進特別措置法」期限後の「新過疎法」を制定するとともに、一国二制度的な大胆な発想による新たな仕組みづくりを行って、過疎地域に対する支援施策・措置を拡充すること。

【徳島県の現状と課題】

本県の過疎地域は、急速な人口減少と少子・高齢化や、第一次産業をはじめとする地域産業の衰退などにより、「国土・環境の保全」や「伝統文化の継承」など、過疎地域がこれまで担ってきた重要な役割を果たすことが困難になるとともに、集落や地域の維持・存続が危ぶまれる状況となっており、いわゆる「限界集落」と呼ばれる集落の割合（25.6%）も、全国水準（12.7%）の2倍にもなっております。

さらに、現下の「百年に一度」ともいわれる経済危機による経済雇用情勢や財政状況の悪化などが加わり、過疎地域の状況は、「新たなフェーズ」に入りつつあります。

本県過疎地域のこうした姿は、既に人口減少局面に突入している我が国全体の明日の姿でもあります。

今こそ、我が国の明日を見据え、国民的な合意形成のもと、「国家的な課題」として過疎地域の振興に取り組むべきであります。

そして、その際には、まさに「逆転の発想」により、過疎地域において、これまで行われてきた取組を先進事例と捉えて、これからの我が国全体の課題解決に生かしていくとともに、一国二制度的な大胆な発想による新たな仕組みづくりを行い、実行していくことが必要であります。

例えば、過疎地域の取組としては、本県で行われている上勝町の葉っぱビジネス「いろいろ」のような高齢者でも従事できるコミュニティビジネスや、交通手段を持たない高齢者等のための有償ボランティア輸送など、第一次産業をベースとした起業化や地域住民同士の助け合いなどをさらに広げていくことが必要と考えております。

また、新たな仕組みづくりとしては、広域的に便益がある事業については県も過疎対策事業の事業主体とし、過疎対策事業債を発行できることと、「後進地特例法」の引上率の見直しなどにより、都道府県の役割を強化し、これに対する支援措置を拡充すること、地域の取組を支援するための基金の造成や、維持修繕事業や災害予防のための局部改良事業なども過疎対策事業及び過疎対策事業債の対象とすること、過疎対策事業について、「国庫補助負担率等」の思い切った嵩上げを行うこと、大胆な発想による新たな施策についてモデル事業を実施すること、などが必要と考えております。

このため、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」期限後においては、こうした観点を盛り込んだ「新過疎法」と、これに基づく支援施策・措置の拡充が不可欠であります。

【提言・要望の具体的内容】

1 新過疎法の制定について

過疎地域の振興は、国民的な合意形成のもと、国家的な課題として取り組む必要があり、より実効性のある過疎対策が展開できるよう、過疎地域の実情と意見を反映した「新過疎法」を制定してください。

なお、「新過疎法」における地域指定要件の設定に当たっては、次の点を重視し、現行の過疎地域を引き続き指定することを基本としてください。また、万一、指定からはずれる市町村については、過疎債による財政措置の適用期間を、これまで以上に延長する等の手厚い経過措置を行ってください。

盧 過疎地域の実情を踏まえた「財政力要件」と「人口要件」とすること。

邊 過疎地域の現状に鑑み、「75歳以上の高齢者比率」を取り入れること。

藪 現行の市町村単位にこだわらない「一部過疎地域」の指定を継続すること。

2 過疎地域に対する支援施策・措置の拡充について

新過疎法の制定にあわせて、過疎対策に関連する法制を一括改正し、一国二制度的な大胆な発想による税・財政面での新たな仕組みづくりによる支援施策・措置の拡充を行ってください。

盧 都道府県の役割強化とこれに対する支援措置の拡充

市町村だけでは、有効な過疎対策が十分に行い得ない状況があることから、都道府県の役割を強化するとともに、都道府県がその役割を十分に果たすことができるよう次の措置を講じること。

主に過疎地域に便益のある広域的な事業については、都道府県を過疎対策事業の事業主体とし、過疎対策事業債を発行できるようにすること。

「後進地特例法」の適用対象となっている過疎市町村を有する道県については、引上率のさらなる嵩上げを行うとともに、対象範囲を生活環境施設の整備、局部的な改良事業、既存施設の修繕事業などにも拡大すること。

邊 過疎対策事業及び過疎対策事業債の対象の拡大

次の事業を過疎対策事業及び過疎対策事業債の対象とすること。

次のような地域の取組を支援するための基金造成事業

- ・ 農林水産物などの地域資源を活用したコミュニティビジネスの起業
- ・ 集落内の様々な行事などのコミュニティ活動
- ・ 地域を担う人材の確保・育成
- ・ 都市住民との体験交流活動

次の社会基盤の新設及び維持修繕事業や災害予防等のための局部改良事業

- ・ 河川，海岸，砂防設備などの安全・安心の確保のための社会基盤
- ・ 港湾，農林道，漁港などの産業振興のための社会基盤
- ・ 道路，公園，空港などの交流促進のための社会基盤
- ・ 下水道などの地域の生活関連施設

藪 国の負担等の割合の特例措置

過疎対策事業については、国庫補助負担率等について、沖縄，北海道特例を参考に、思い切った嵩上げを行うこと。

盼 モデル事業の実施

大胆な発想による新たな施策について、まず、モデル事業を実施することとし、その際、とりわけ厳しい過疎地域の状況の中で全国に先駆けた取組を行ってきた本県をフィールドとして行うこと。

VII 「“にぎわい”とくしま」の実現

69 本州四国連絡道路の通行料金の引き下げ等について

県担当課（室） 道路企画課

【提言・要望の趣旨】

本州四国連絡道路において、恒久的な料金の引き下げを実施すること。

【徳島県の現状と課題】

本州四国連絡道路は、四国と本州を結ぶ大動脈であり、特に徳島県においては、関西地域との連携・交流、物流や経済活動において、大きな役割を担っております。

また、四国の玄関口という本県の地理的優位性を最大限に生かすとともに、四国縦貫・横断自動車道等の高速道路と一体となって高速広域ネットワークを形成する地域活性化に不可欠な社会基盤であります。

このため、これまでも機会あるごとに「通行料金の引き下げ」の要望を実施して参りましたが、国におかれては、平成 19 年度からの社会実験や昨年 9 月からの料金割引に加え、本年 3 月からは、地方が世界的な景気低迷から脱却し、地域経済を活性化させるために、画期的とも言える大幅な料金割引を実施していただき、深く感謝しております。

本県では、この度の大幅な料金割引を最大限活用すべく、本州側への広報をはじめ観光誘客や物流の活性化策等様々な戦略をいち早く取りまとめ、順次実施しているところであり、また、四国 4 県で取りまとめた利用促進策についても、シンポジウムを開催したり、「本四道路利用促進会議幹事会」を開催するなど、四国各県や本州側の関係県等と連携し、名実ともに本州四国連絡道路が「夢の架け橋」となるよう着実に進めているところであります。

しかしながら、こういった取組を実施し、本県の活性化に繋げていくためには、この度の割引を継続して実施することが必要です。

このため、今回の地域活性化のための割引が、2 年間で終わることなく、恒久的な料金引き下げとしていただきますようお願いいたします。

主管省庁局名 国土交通省道路局

関係省庁等名 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

関係法令等 高速道路株式会社法、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法

【提言・要望の具体的内容】

本州四国連絡道路において、恒久的な料金の引き下げを実施してください。

- 1 本州四国連絡道路は、本県の活性化には重要な社会基盤であり、四国各県や本州側の関係県等とともに一層の利用促進に取り組んでいくが、本県をはじめとする四国各県の活性化のためには、追加の経済対策として実施されている料金割引について、2年間の時限措置ではなく、恒久的な料金引き下げとすること。
- 2 地方が負担している本州四国連絡道路に対する出資については、適切な財源措置を講じること。

参考 【本県及び四国4県での利用促進に向けた取組】

- 1 本県の取組 ～ 高速道路新料金活用戦略《概要》～
 挑戦目標 「観光入込客数」・「大鳴門橋通行台数」の倍増に挑戦

高速道路 新料金活用戦略 概要



「土日祝日の普通車料金・千円で乗り放題」をはじめとする高速道路新料金を最大限活用し、「県外からの観光誘客」及び「物流の活性化」を図るため、次の戦略を実施する。

I 観光誘客対策

1 情報発信戦略 16事業 115,744千円
 ～「新料金」と「徳島の魅力」を知っていただくために～
 うち◆(新)「夢のかけ橋」利用促進PR事業 3,683千円
 → 新聞広報等により近畿圏に対して新料金を周知
 ◆(新)戦略的観光誘客推進事業 22,630千円
 → 旅行会社と旅行商品を開発し情報発信
 ◆(新)とくしま農山漁村ICTプロジェクト 60,000千円
 → 食材の宝庫とくしまのグルメ情報等を発信

2 おもてなし戦略 24事業 67,443千円
 ～「旅行ニーズ」に応え、徳島を満喫していただくために～
 うち◆(新)体験型観光の個人向けメニューの造成 11,340千円
 → 個人ニーズにあった商品開発で体験型観光を推進
 ◆(新)西部の産直市サポーターづくり事業 400千円
 → 収穫体験メニューの提供等で産直市の魅力を向上

3 にぎわいづくり戦略 7事業 88,800千円
 ～全国大会の誘致等で「にぎわい」を創出するために～
 うち◆(新)阿波人形浄瑠璃月間 ジョール100公演 35,000千円
 → 月間中の集中公演で県外からの誘客を促進
 ◆(新)「とくしまマラソン」クライマックスプロジェクト 2,900千円
 → マラソン参加者の前泊、後泊の増加を促進

4 広域連携戦略 4事業 36,874千円
 ～四国各県等との連携で広域的な誘客を図るために～
 うち◆四国共同キャンペーン推進事業 35,000千円
 → 四国4県及びJR四国が連携しキャンペーンを実施
 ◆(新)本四道路利用促進会議の開催
 → 四国4県等が連携し利用促進計画策定等を実施

II 物流活性化対策

5 産業振興戦略 5事業 33,860千円
 ～新料金で企業誘致や中小企業の振興を図るために～
 うち◆企業誘致フォーラム開催事業 14,500千円
 → 大阪及び東京でフォーラムを開催し誘致を促進
 ◆ものづくり企業販路開拓支援事業 8,100千円
 → 展示商談会の開催により県外企業にアピール

6 農林水産戦略 7事業 87,560千円
 ～新料金でとくしまブランドの販路開拓を図るために～
 うち◆(新)魅せる!「新鮮とくしまブランド戦略」 57,700千円
 → 「とくしまを魅せる」取組みでファンを獲得
 ◆(新)「阿波の食品売り込み隊」支援事業 11,160千円
 → とくしまブランドを都市部の消費者に直接アピール

◆**総事業数 63事業**(うちH21県当初 52事業)
 ◆**総予算額 430,281千円**(うちH21県当初 327,161千円)



高速道路で徳島を楽しむサイト
【近いよ！徳島】 開設！



本四道路の高速料金上限1,000円記念
PRキャンペーン
3月20日 神戸淡路鳴門自動車道 淡路SA

2 四国4県での取組

「本四道路利用促進会議」の開催

四国4県による利用促進の会議の開催

- ・四国4県部長による幹事会 平成21年3月26日(木)開催
平成21年4月22日(水)開催

四国4県での利用促進計画(案)の取りまとめ

- ・四国4県知事による利用促進会議 平成21年6月開催予定
最終的な利用促進計画の取りまとめ

シンポジウムの開催

「本四道路の利用促進」についてのシンポジウムの開催

- ・「四国8の字ネットワークの整備・利用促進を考える会」において、本四道路等の利用促進をテーマに4県知事が意見交換(平成21年1月24日開催)

イベントの開催

「西瀬戸自動車道開通10周年記念事業」の実施

「神戸淡路鳴門自動車道・集客イベント事業」の実施

「瀬戸大橋利用促進事業」の実施

観光客の誘致拡大

癒しの四国観光推進事業の実施

- ・事業主体：四国観光立県推進協議会
- ・総事業費：175,000 千円（H 20 予算ベース）
- ・事業内容：大手旅行代理店とタイアップした旅行商品企画
首都圏等の旅行記者クラブとの情報交換会の開催
観光ポスターの作成・掲出等
本州側の新聞への広告掲載による本四道路の P R

物流等の促進

本州側における農林水産物の P R イベントの開催

企業立地推進

東京・大阪等の大都市圏における企業説明会の開催

70 羽田空港の発着枠配分の新たなルールづくりについて

県担当課（室） 交通政策課

【提言・要望の趣旨】

国内における均衡の取れた高速交通ネットワークが整備されるとともに、航空自由化の恩恵を地方も享受できるよう、羽田空港の発着枠の配分方法の見直しを行うこと。

【徳島県の現状と課題】

平成 12 年からの航空自由化により 路線や運賃の設定が航空会社の自主的な経営判断に委ねられ、航空業界においては競争が激しさを増すとともに、昨今の燃油費の乱高下や世界的な景気後退により、航空会社は不採算路線の撤退等を進めています。

特に、利用率の低い地方空港の路線の廃止・減便等が行われるとともに、幹線では競争原理が働き割安な運賃が設定されるなど、航空自由化は、現時点においては幹線を利用できる大都市部の住民は恩恵を享受できるものの、地方においては路線の維持すら難しい状況に置かれています。

航空会社による適正な競争を促進し、航空輸送サービスの向上を図ることも重要ではありますが、公共交通機関としての役割、特に、東京線については、貴重な国民全体の財産とも言うべき羽田空港の発着枠を利用することから、国内における均衡の取れた高速交通ネットワークを整備するという観点に立って、国土交通政策を進める必要があると考えます。

また、羽田空港の国際化に関しては、社会・経済のグローバル化への対応などの必要性は認めるものの、先ず国内線の発着枠不足を解消することが基本であります。

このような中、平成 22 年以降の羽田空港の発着枠について、新たな配分方法を検討する「羽田空港発着枠の配分基準検討懇談会」が昨年 12 月に設置されました。

今後、「羽田空港再拡張事業」完了後の増枠配分に際しては、地方の航空路線に対して十分な配慮を行う新たなルールづくりが必要と考えます。

【提言・要望の具体的内容】

- 1 羽田空港の再拡張に伴う発着枠については，国内全体における社会・経済の活性化が図られるよう，国内線の十分な発着枠を確保してください。

- 2 羽田空港の発着枠を配分するにあたり，次の視点を取入れた新たなルールを設けてください。
 - 盧 地方の航空路線における競争を促進するために，新たにダブルトラック化を図ろうとする航空会社に優先的に配分する枠を設けること。
 - 盪 新幹線の持つ航空輸送の代替機能を踏まえ，新幹線が整備されていない地方に発着枠を重点的に配分すること。

71 徳島飛行場の拡張整備事業について

県担当課（室） 空港地域整備室

【提言・要望の趣旨】

徳島飛行場の拡張整備について、平成 22 年度供用に向けた着実な整備と空港機能の高質化を図ること。

【徳島県の現状と課題】

徳島飛行場は、東京・福岡・中部・千歳の 4 路線が運航されており、本県の広域交流ネットワークの重要な拠点として位置付けられ、交流が活発化するなかで、今後も増大する東京路線の航空需要に対処するとともに、騒音問題の軽減や離着陸時の安全性の向上、国際チャーター便の利用促進などを図り、「交流の時代」に対応した地域づくりを進めるために、滑走路延長等の整備が急務であります。

また、滑走路拡張に合わせて大型機の就航を目指すための条件整備として、供用時間の延長や機能の高質化が必要となっております。

特に、空港利用者の利便性の向上のために、ユニバーサルデザインに即した、新ターミナル地区の整備に加え、景観の向上のための緑化や徳島県が現在整備している空港支援施設用地への快適な移動の確保のための歩道ルーフの設置等、空港機能の高質化を図ることが求められております。

【提言・要望の具体的内容】

- 1 平成 22 年度供用予定の徳島飛行場滑走路延長 (2,000m → 2,500m 化) については、着実な整備を図り、早期供用に向け所要の条件整備を図ってください。
- 2 徳島飛行場新ターミナル地区については、空港利用者の利便性の向上のために、景観の向上のための緑化や快適性の確保のための歩道ルーフの設置等、空港機能の高質化を図ってください。

【事業概要図】



72 港湾荷役施設等に関する財政支援制度の臨時的な創設について

県担当課（室） 港湾空港企画課，港湾振興管理課

【提言・要望の趣旨】

未曾有の経済危機からの脱出に向けた「輸送コスト削減による地域経済の活性化」や「CO₂削減効果による低炭素社会の実現」に寄与するため、「効率的で環境負荷が小さい物流システム」の構築に必要な荷役施設や倉庫等を官民連携して整備できるよう財政支援制度の臨時的な創設を図ること。

【徳島県の現状と課題】

地方の港湾においては、アジアの成長力活用に向けての貿易拡大やスーパー中枢港湾との内航フィーダー輸送拠点として港の物流機能の充実・強化を図るため、荷役機能の効率化が求められています。

また、低炭素社会の構築にあたり、効率的な荷役によるCO₂排出量の削減効果も期待されています。

本県においても、既存荷役施設の老朽化が進んでおり、施設の更新にあわせて高能率な荷役施設への変更など港の機能を着実に継続・強化させていくことが必要です。

さらには、未曾有の経済危機による影響で物流が停滞傾向にあることから、荷役機能の効率化を図り、輸送コストの削減による物流の活性化が喫緊の課題となっています。

こうしたことから、外貿や内航フィーダー輸送の拠点として利用されている港湾における効率的な物流システムを構築するための港湾荷役機械及び上屋・倉庫等の新設及び更新において、官民間わず幅広く対応出来る財政支援制度の臨時的な創設が必要とされています。

【提言・要望の具体的内容】

アジアの成長力を活用し、停滞している経済の活性化に寄与するため、輸送コスト削減に向けて、高率的な荷役を行う必要があります。このため、官民連携して荷役施設及び倉庫等の新設及び更新等が促進されるよう、財政支援対策として「港湾機能高度化施設整備」に係る「補助事業制度」や「交付金制度」等を臨時的に創設してください。

1 対象事業

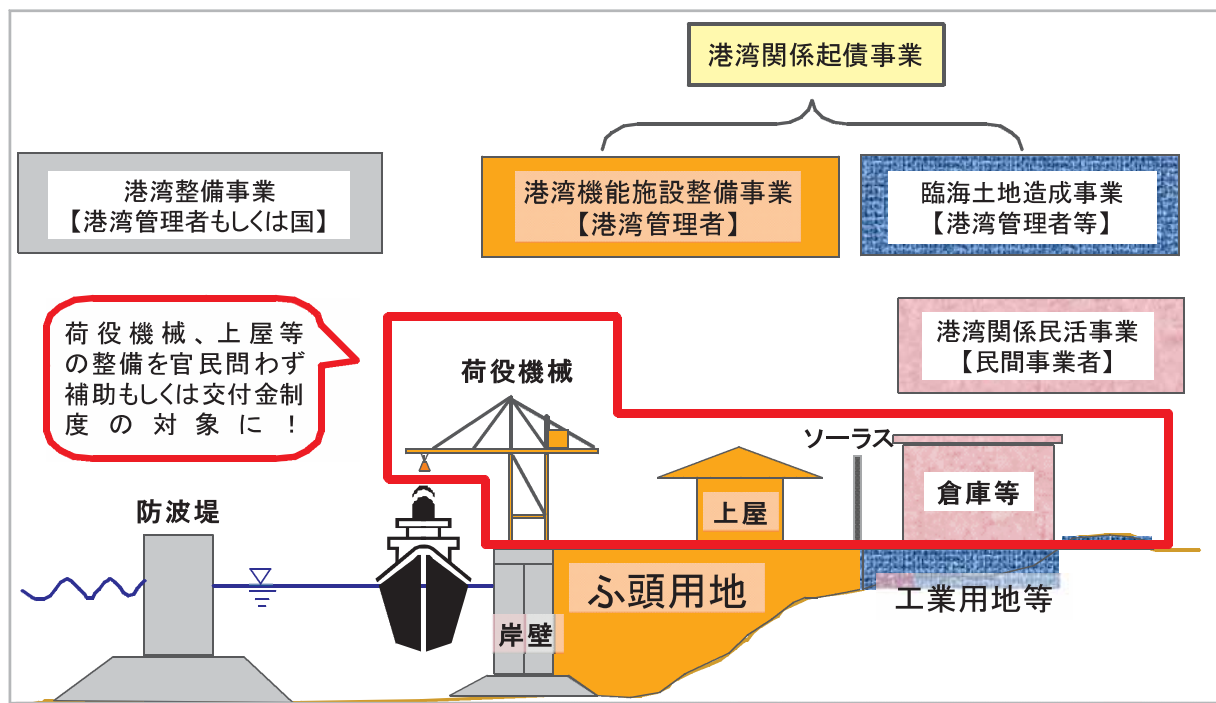
外貿や内航フィーダー輸送の拠点として利用されている港湾（7.5m 岸壁以上を対象）において、港湾機能の高度化を図る目的として行う施設の整備及び更新に係る事業で、官民連携して整備を促進する必要があるもの。

= 対象施設として、荷役機械、上屋、倉庫、ソーラス施設、ふ頭用地の舗装等

2 対象事業者

港湾管理者または民間等

【事業概要図】



73 「地方道路整備臨時貸付金制度」の充実について

県担当課（室） 道路企画課

【提言・要望の趣旨】

地方が継続的に道路整備・維持管理を進められるよう、「地方道路整備臨時貸付金制度」について、急速に高齢化する既存施設の修繕系事業を新たに貸付対象に加えるとともに、償還時には地方負担の軽減措置を実施すること。

【徳島県の現状と課題】

本県の道路整備状況は、厳しい自然条件や急峻で脆弱な地形等に起因して全国最低水準であり、地域の自立的発展・交流促進，行政サービスの持続を図る上で、「四国8の字ネットワーク」をはじめとする県民生活に不可欠な生活道路の整備及び道路の防災対策や高齢化する既存施設の計画的な修繕・更新など、解決すべき多くの課題を抱えております。

また、これらの整備を進める上で、直轄事業や補助事業，交付金事業の地方負担分について、これまで、道路特定財源に加え，多額の一般財源と借入金を充当し，道路整備を推進してきたところでありますが，今後，本格化する四国横断自動車道（新直轄）の整備をはじめ，徳島南環状道路，阿南安芸自動車道などが重点的に展開されており，財政状況が非常に厳しい折，これらの地方負担を平準化，軽減することが課題となっております。

本県のような財政基盤が脆弱で，道路整備が遅れている地方公共団体にとって，地方が必要な道路整備や維持管理を引き続き進めていくためには，地方負担の軽減を図る「地方道路整備臨時貸付金制度」の充実が必要となっております。

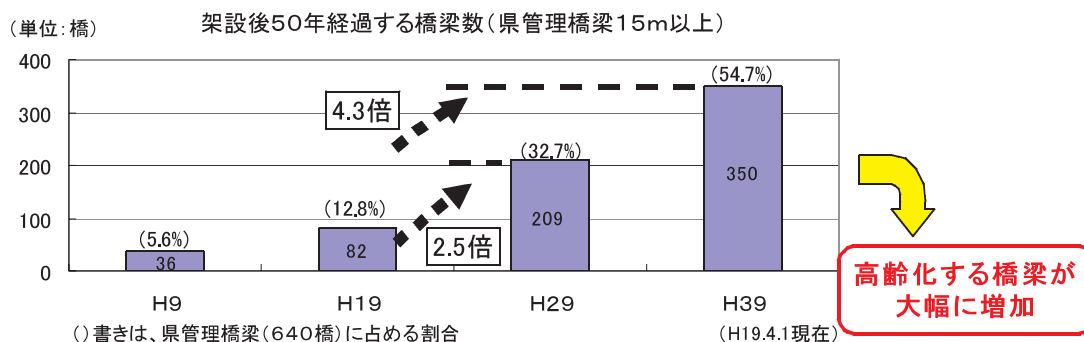
【提言・要望の具体的内容】

厳しい地方財政や道路整備が遅れている地方の実情に鑑み、地方重視の観点から、財政基盤が脆弱で道路整備が遅れている地方公共団体における道路整備を支援する措置を講じてください。

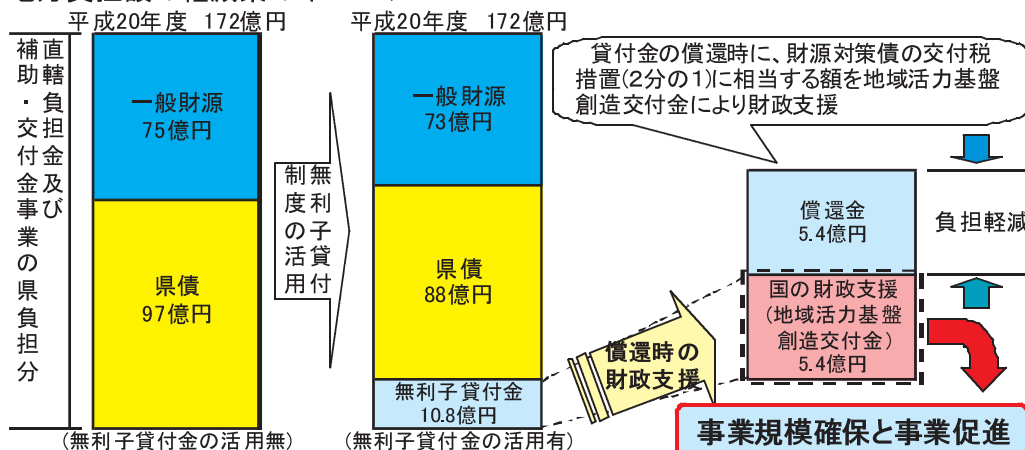
- 1 今後、高齢化する橋梁等が急増することを踏まえ、これまでの国による技術的支援や「長寿命化修繕計画」に対する財政措置などのソフト的な支援だけでなく、ハード面からの支援措置として、大規模な修繕に至る前に対策を行う予防保全への転換を計画的に実施できるよう、直轄事業を含め修繕系事業を「地方道路整備臨時貸付金」の貸付対象とすること。
- 2 地方においては、これまで多額の地方債を充当し道路整備を進めてきたところであるが、道路整備はまだまだ遅れており、今後もさらに事業の推進が必要なことから、地方負担の更なる軽減措置として貸付金の償還時には、地方公共団体の財政力に応じて、地域活力基盤創造交付金等による国の財政支援措置を講じること。

【提言・要望による効果等】

○高齢化する橋梁の増加



○地方負担額の軽減策のイメージ



※無利子貸付金制度は、平成20年度からの新規制度で償還期間は20年(5年の据置期間を含む)である

74 地方の道路整備の促進について

県担当課（室） 道路整備課

【提言・要望の趣旨】

「未曾有の経済危機」に対し、地方重視の観点に立って、経済対策としての道路整備を促進できるよう、地方の道路整備予算の枠組みを堅持するとともに、財政基盤が脆弱で道路整備が遅れている地方公共団体に対し、重点的に配分すること。

【徳島県の現状と課題】

本県では、「産業振興」や「安全・安心な県土の実現」に向け、「四国8の字ネットワーク」の整備をはじめ、県都の渋滞対策、南海地震に備えた緊急輸送道路の整備等を重点的に進めているところですが、厳しい自然条件や急峻で脆弱な地形等に起因してその整備水準は、全国に比べ質及び量ともに大きく立ち遅れている状況です。

本年度より、道路特定財源は一般財源化され、地方の道路整備を推進する新たな枠組みとして、1兆円規模の「地域活力基盤創造交付金」が創設されましたが、直轄事業予算をはじめ道路整備予算は大きく削減されており、本県をはじめ遅れている地方の道路整備への影響が懸念されています。

また、「世界的な金融・経済危機」による景気後退が進む中、「未曾有の経済危機」の被害を最小限に止めるため、国の経済・雇用対策等に呼応して、経済対策として道路整備を積極的に展開していく必要があります。

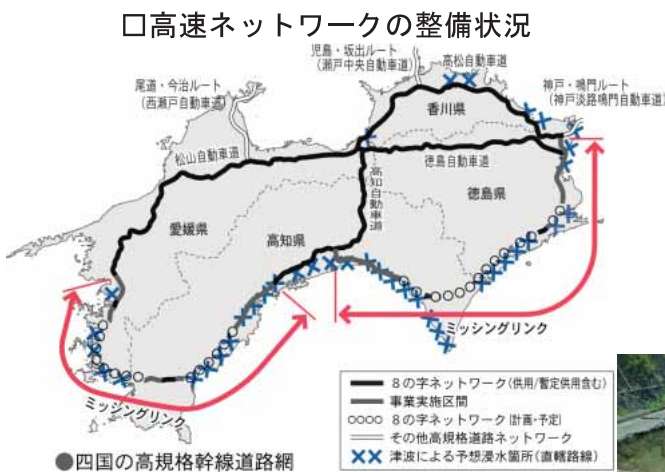
このため、「地方重視」の観点から、引き続き、地方の道路整備が促進できるよう、道路整備が遅れている地方に対する国の支援措置が不可欠であります。

【提言・要望の具体的内容】

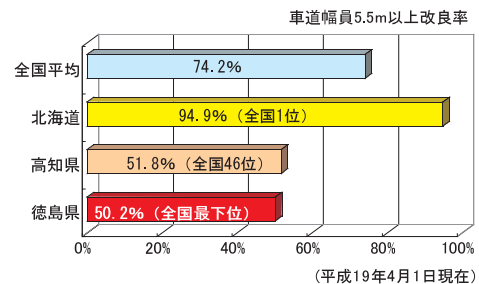
厳しい地方財政や道路整備が遅れている地方の実情を十分に踏まえ、地方重視の観点から、地方の道路整備予算の枠組みを堅持し、財政基盤が脆弱で道路整備が遅れている地方公共団体に対する国の支援措置を講じてください。

- 1 地方重視の観点から、直轄事業をはじめ補助事業、地域活力基盤創造交付金事業等地方に配分されている道路整備予算の枠組みを堅持し、財政基盤が脆弱で道路整備が遅れている地方公共団体に対し重点的に配分すること。
- 2 「四国8の字ネットワーク」をはじめ幹線道路ネットワークについては、「経済緊急対応予備費」の活用を含め、着実な整備が可能となるよう措置すること。
- 3 県民生活や救命救急活動等を支える「命の道」については、現状の3つの便益に加え、災害・事故防止、救命救急の向上などの直接的な効果や、都市への食糧供給、観光振興などの間接的な効果を十分に踏まえ、国や地方が高度で総合的な判断により、事業採択できるようにすること。

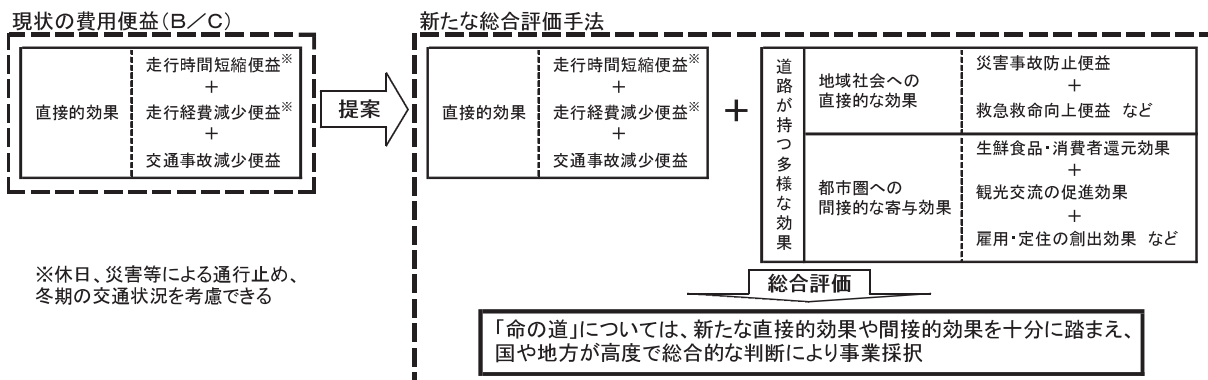
【徳島県の道路整備状況】



□国道・県道の道路改良率



【新たな総合評価手法のイメージ】



75 「地域活力基盤創造交付金」を活用した交通基盤整備の推進について

県担当課（室） 道路企画課，交通政策課

【提言・要望の趣旨】

地域の生活や経済・雇用等に密着し，地域のニーズに応じて弾力的に道路整備が促進できるよう，「地域活力基盤創造交付金制度」において，県管理国道の修繕系事業の国費割合の復元に加え，道路整備の遅れ等による割増措置など，更なる国費割合の引き上げを実現すること。また，環境や健康にやさしい自転車の利用促進や地域を支える公共交通の支援など，道路事業に関連したハード・ソフト施策が推進できるよう，「地域活力基盤創造交付金制度」の拡充を図ること。

【徳島県の現状と課題】

道路は県民生活や経済・社会活動を支える基礎的なインフラであり，景気悪化に伴い低迷する地域経済の活性化や地域振興を図る上でも不可欠であります。しかしながら，本県の道路整備状況は全国最低水準であり，道路整備の停滞が県民生活及び地域経済に多大な影響を及ぼす状況にあります。

本県では，道路整備に対する県民のニーズを踏まえ，これまで「地方道路整備臨時交付金制度」を積極的に活用し，県管理国道及び県道の整備を進めてきたところであり，緊急経済雇用対策として，今後とも，より一層の事業展開が必要となっています。

また，通勤・通学時の交通渋滞対策や近年の地球温暖化防止，健康志向の高まりの観点から，自転車の利用が見直されてきているところであり，本県においても，平成20年度に，有識者等による「健康増進等に資する徳島自転車走行空間整備検討会議」を設置し，自転車の利用促進施策について検討を進めているところであり，昨年度末には，検討会議での意見をもとに，ユーザーの声を反映した「自転車マップ」を作成したところであり，本年度には一部県道において，試行的に幅広路肩部のカラー舗装化を実施し，自転車通行帯の明示による利用促進を図ることとしています。

さらに現在，地球温暖化等への中長期的な課題への対応と緊急の景気浮揚策の両方を目指す「グリーンニューディール政策」の動きが大きく広がっており，環境負荷の少ない交通手段として自転車を再評価し，自転車道等のハード整備と併せて，自転車利用を促進するためのソフト施策の推進が求められています。

一方，本県は全国的な高齢化の進行よりも速く，超高齢化社会に突入しており，地域の人々が自由に移動できる交通バリアフリーの社会を実現することが必要ですが，道路整備同様，地方都市の交通システムの整備の遅れが負のスパイラルを引き起こし，地域住民の足である公共交通機関の運営は，厳しい経営状況に置かれており，新たな投資が困難な状況となっております。

また，公共交通の脆弱な地域では，高齢者が運転免許の返上を行うと生活そのものができなくなるため，高齢者ドライバーの増加が交通事故等の危険をもたらしています。

このようなことから，道路や公共交通などの整備が遅れている地方公共団体にとって，地域経済の活性化や地域振興，さらには地球温暖化の防止，地域の公共交通の維持などを行うためには，「地域活力基盤創造交付金制度」の拡充が必要となっております。

【提言・要望の具体的内容】

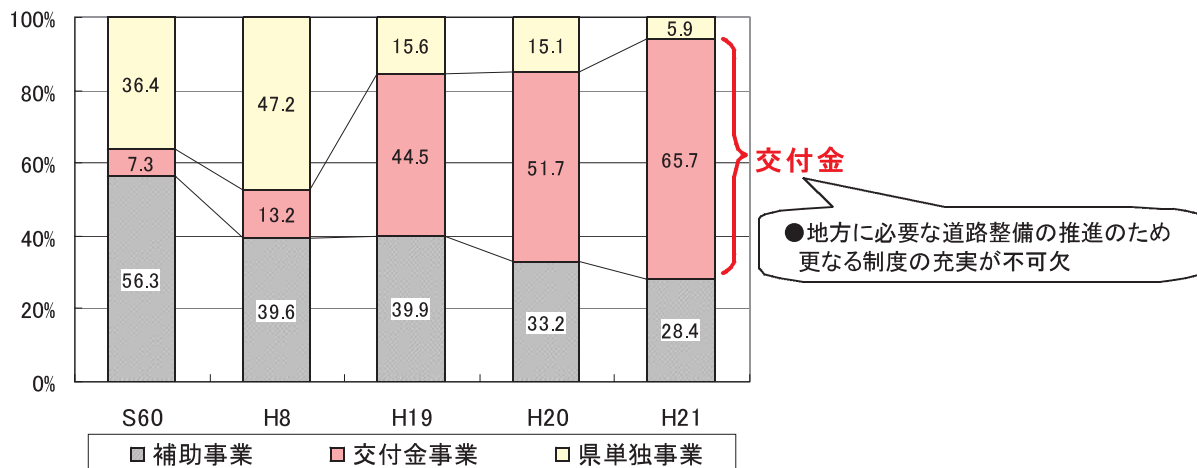
地方の道路整備を支援する措置を講じてください。

- 1 道路整備が遅れている地方の実情を十分に踏まえ、地方の道路整備に配分されている地域活力基盤創造交付金枠の更なる拡充を図ること。
- 2 地方にとって財源的に有利で、使い勝手の良い「地域活力基盤創造交付金制度」において、少なくとも景気が回復するまでの期間、過疎化や高齢化、道路整備状況の遅れなどを考慮した割増措置など、国費割合の更なる引き上げを実現すること。
- 3 「地域活力基盤創造交付金制度」における県管理国道の「修繕系事業」について、地方公共団体の財政力に応じた国費割合の引き上げ措置を含め、引き下げられた国費割合を復元すること。

地域活力基盤創造交付金制度において、地域の特色を活かし道路事業に関連するハード・ソフト施策が促進できるようにしてください。

- 1 環境や健康にやさしい自転車利用促進について
快適な自転車走行空間を確保するため、道路区域以外の川等の自然や歴史文化遺産等の景観・環境等に優れたエリアにおいて、県が認定し整備する「徳島自転車快適走行ルート」については、ルートを形成するための自転車道等のハード整備と併せて、自転車利用を促進する標識・距離標・利用マップ等のソフト施策についても「地域活力基盤創造交付金」で実施できるようにすること。
- 2 地域の公共交通を維持するための交通施策について
地域の生活や経済・雇用等に密着する地域の公共交通を支援するため、新たな利用者の掘り起こしとなる利用促進啓発活動や利便性の向上となる実証試験等のソフト事業を「地域活力基盤創造交付金」で実施できるようにすること。

道路事業（県管理道路）に占める交付金事業の推移（ - 1 ）



国費割合の更なる引き上げのイメージ（ - 2 ）

例えば、100年に1度の「世界的な金融・経済危機」による景気後退が進む中、「全治3年間」と言われている「未曾有の経済危機」が回復するまでの間、「道路整備の状況の遅れ」を考慮した国費割合の引き上げ

○具体的な計算例

補正率 = 基準補正率(財政力に応じた引き上げ) + 加算率(道路整備の状況に応じた引き上げ)

$$\text{加算率} = 0.1 \times \frac{0.81 (\text{道路改良率}^* \text{の全国平均}) - (\text{当該団体の道路改良率})}{0.81 (\text{道路改良率の全国平均}) - (\text{道路改良率が最小の団体の道路改良率})}$$

(小数点二位未満は切り上げ)

※ 道路改良率は県管理道路の改良率(5.5m未満含む)

《試算: 本県の場合》

補正率 = 1.3 (財政力に応じた引き上げ) + 0.1 (道路整備の状況に応じた引き上げ)

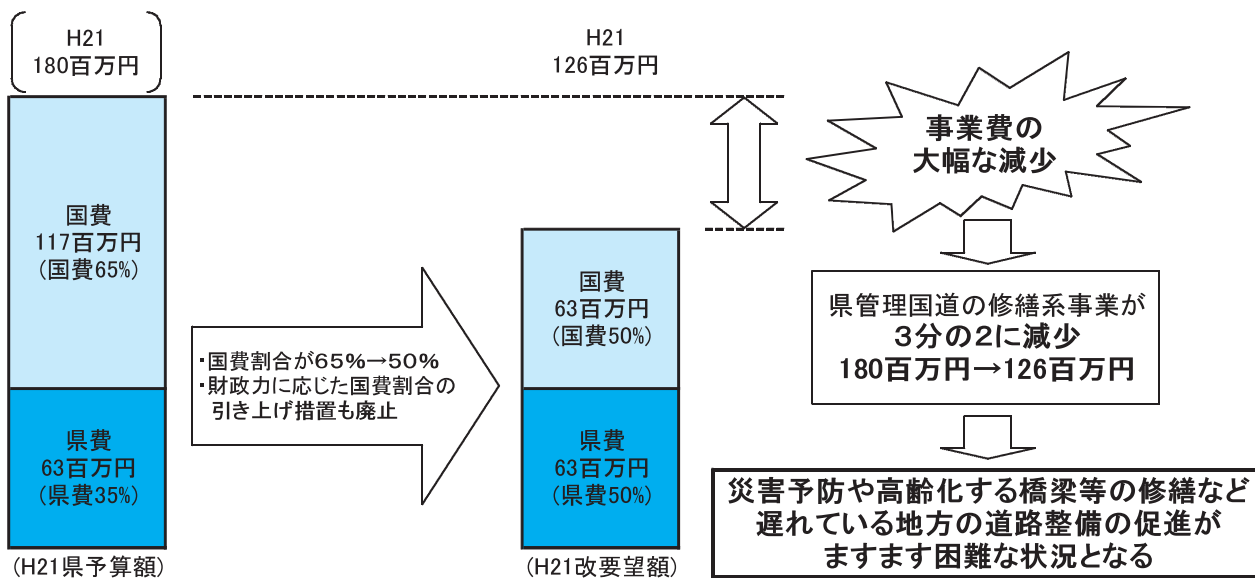
$$= 1.4$$

$$\text{国費割合} = 0.5 \times 1.4 = 0.7$$

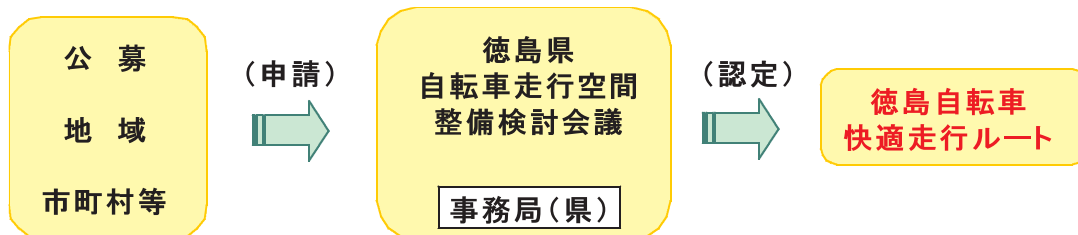
65% (H20) → 70% に 5% のアップ

〈参考: 今回の割増措置に該当するのは21府県〉

県管理国道における修繕系事業の国費割合の引き下げの影響 (- 3)



徳島自転車快適走行ルートイメージ (- 1)



76 新直轄方式による高速道路整備に伴う「予算確保」及び合併施行方式に係る「地方財政措置」について

県担当課（室）財政課，高規格道路課

【提言・要望の趣旨】

新直轄事業の推進に必要な予算を確保するとともに，地方交付税については，合併施行方式に係る地方負担に対し，基準財政需要額への適切な算入を行うこと。

【徳島県の現状と課題】

新直轄方式については，総事業費 3 兆円を 15 年で実施する計画となっており，今年度予算も総額 2 千億円が確保されたところですが，一般財源化にともない直轄事業予算が対前年度比 - 12%となるなど，道路関係予算を取り巻く情勢は極めて厳しいものとなっております。

しかしながら，経済のグローバル化への進展に対応し地域の自立を支援するためには，新直轄区間を含む高速道路の整備が必要不可欠であり，平成 22 年度以降もこの枠組みを堅持するとともに，計画どおり予算が確保される必要があります。

このような中，徳島県では，今後，阿南～小松島間において，用地買収の全面展開や，新那賀川橋や立江トンネルなどの大規模構造物をはじめとした本体工事の整備が本格化していくことから，新直轄事業の推進に必要な予算の確保が重要な課題となっております。

また，このたび政府が取りまとめた「経済危機対策」では，防災・安全対策として，高速道路等の暫定 2 車線区間の 4 車線化が盛り込まれたところであり，先般の第 4 回国土開発幹線自動車道建設会議において，四国横断自動車道の鳴門～高松市境間が，新たに 4 車線化を行う対象区間に選定されました。

当該区間については，「直轄方式」と「有料道路方式」を組み合わせた「合併施行方式」で実施される予定であります。直轄事業費が大半を占めることから，本県においては，更なる地方負担が生じる見込みであります。

このため，「合併施行方式」による 4 車線化整備区間についても，「新直轄方式」と同様に，基準財政需要額への算入に係る投資補正係数が割増補正されるべきです。

主管省庁局名 総務省自治財政局，国土交通省道路局

関係法令等 国土開発幹線自動車道建設法，高速自動車国道法，道路整備特別措置法，道路整備費の財源等の特例に関する法律，地方交付税法，普通交付税に関する省令

【提言・要望の具体的内容】

地方においては、競争の大前提となる高速道路の早期整備が不可欠であるため、「新直轄方式」及び「合併施行方式」による高速道路の整備強化を図ってください。

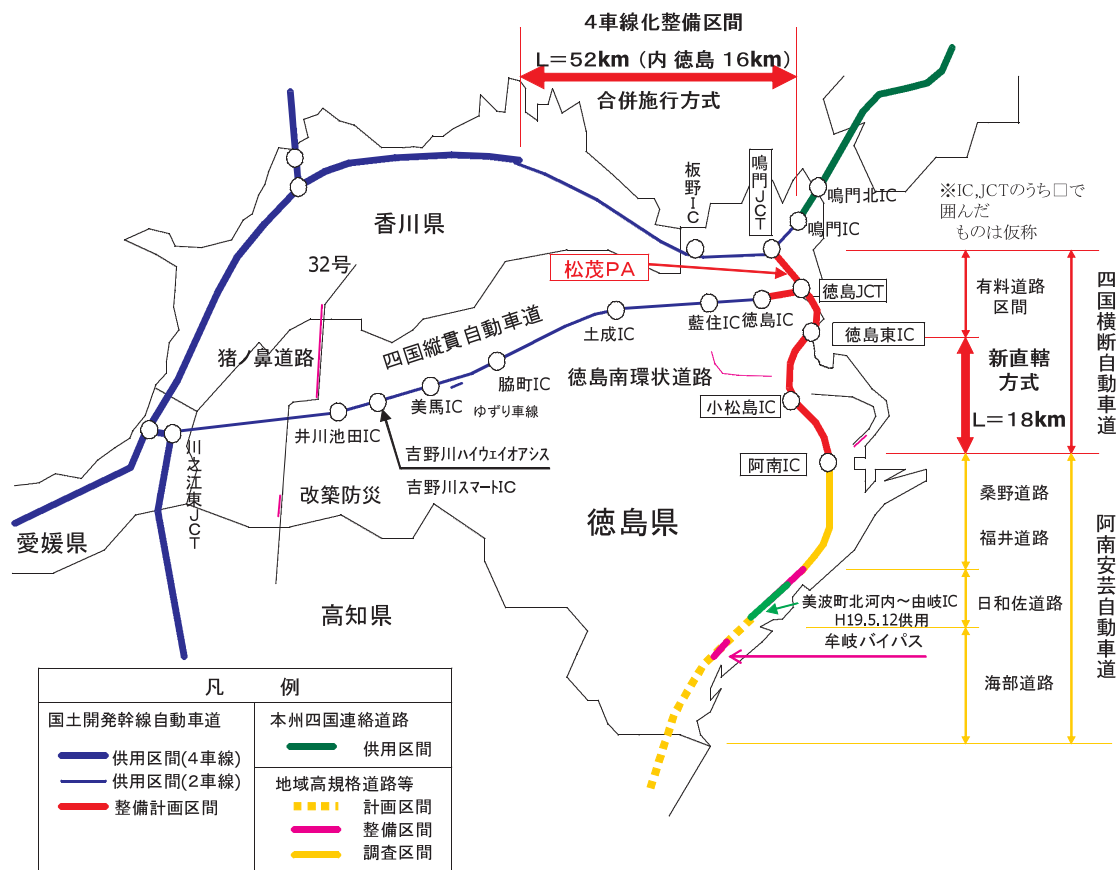
- 1 新直轄事業の推進に必要な予算を確保すること。
- 2 「合併施行方式」による4車線化整備区間を新直轄計画延長に加え、基準財政需要額への算入に係る投資補正係数を割増補正すること。

【事業概要図】

新直轄方式 区間 L = 18 km (整備単価は新直轄事業のうち最も高い)

合併施行方式 区間 L = 16 km (暫定2車線区間の4車線化整備)

徳島県 整備延長 L = 34 km (新直轄・合併施行実施道県 26道中11番目)



77 高速自動車国道及び阿南安芸自動車道等の整備について

県担当課（室） 高規格道路課

【提言・要望の趣旨】

道路整備に必要な財源を確保し地方へ重点配分すること。

本県の高速交通ネットワークを形成する四国横断自動車道 鳴門～阿南間及び地域高規格道路 阿南安芸自動車道の早期整備を図ること。

異常気象時の通行規制や都市部の交通渋滞を早期に解消するため一般国道 55 号をはじめとする直轄事業の整備促進を図ること。

また、経済・社会活動の基盤となる重要性の高い中枢・根幹のネットワークについては、国において着実に整備・管理を行うこと。

【徳島県の現状と課題】

四国縦貫・横断自動車道や地域高規格道路 阿南安芸自動車道は、本州四国連絡道路と一体となって四国の高速交通ネットワークを形成し、交流拡大や観光振興、地域の活性化を図る極めて重要な路線です。

しかしながら、本県においては、二つの高速道路が直結していないばかりか、四国の東南地域は高速道路空白地帯であり、その時間的遠隔性から、豊かな自然、多様な地域資源が活かされておりません。

さらに、今後 30 年以内に 50～60%の確率で発生すると予測されています南海地震では、大規模な津波の発生により、沿岸部の広範囲にわたり浸水が想定されています。

このことから、南北方向の幹線道路が沿岸部を通過している本県にとっては、緊急輸送路の確保や救急患者の搬送時間の短縮のためにも、県民の「命の道」となる四国横断自動車道及び阿南安芸自動車道の早期整備が喫緊の課題となっています。

また、四国縦貫自動車道については、安全性や利便性を高めるため、4車線化が必要となっています。

この他、異常気象時に事前通行規制が行われる一般国道 32 号、都市部の交通渋滞の解消を図る一般国道 55 号阿南道路や一般国道 192 号徳島南環状道路等の直轄事業の早期整備が課題となっています。

主管省庁局名 国土交通省道路局

関係省庁等名 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、西日本高速道路株式会社

関係法令等 国土開発幹線自動車道建設法、高速自動車国道法、道路整備特別措置法、道路整備事業に係る国の財政上の特例措置に関する法律、高速道路株式会社法、日本高速道路保有・債務返済機構法

【提言・要望の具体的内容】

遅れている地方の道路整備を推進するため、道路整備に必要な財源を確保し地方へ重点配分してください。

また、経済・社会活動の基盤となる重要性の高い中枢・根幹のネットワークについては、国において着実に整備・管理を行ってください。

1 高速自動車国道の整備について

盧 四国横断自動車道

鳴門～徳島東間（有料道路方式）の整備を促進すること。

鳴門～徳島間の供用に合わせて、スマートインターチェンジの設置を前提とした松茂パーキングエリアの早期整備を図ること。

徳島東～阿南間（新直轄方式）の整備を促進すること。

邊 四国縦貫自動車道

徳島自動車道の4車線化を促進すること。

当面の緊急対策として付加車線等を大幅に増設すること。

2 高速道路空白地帯である四国東南地域の時間的遠隔性の解消を図るため、また、南海地震・津波対策の観点等からも急がれる地域高規格道路 阿南安芸自動車道の整備について

盧 日和佐道路の整備を促進すること。

邊 福井道路、桑野道路については、四国横断自動車道鳴門～阿南と日和佐道路を連結する道路であり、その重要性に鑑み、早期に整備区間に指定すること。

蘆 海部道路（日和佐以南）については、日和佐道路に接続し、阿南安芸自動車道の一部を構成する道路であり、その重要性に鑑み、次の区間を早期に調査区間に指定すること。

海陽町区間：牟岐バイパスから県境までの主に海陽町を含む区間 L = 約 19km

寒葉道路：美波町と牟岐町の町境にある寒葉峠を含む区間 L = 約 14km

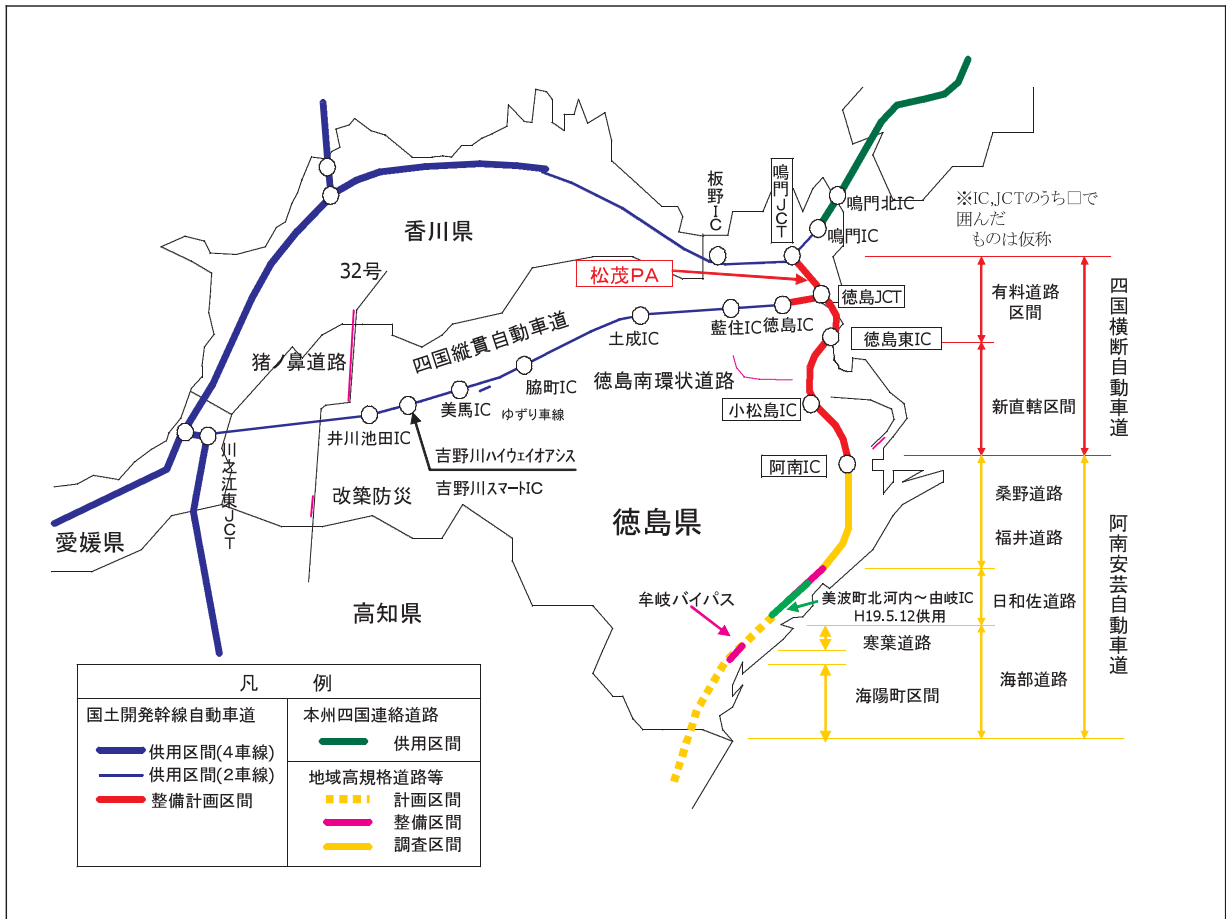
盼 海部道路区間については、現国道が唯一の幹線道路であり、牟岐バイパスを始め、線形改良や交通事故対策等の緊急度の高い箇所から、幹線交通機能向上に向けた整備を促進すること。

3 異常気象時の事前通行規制や都市部の交通渋滞の解消を図る直轄事業について

盧 一般国道 32 号猪ノ鼻道路及び改築防災（大歩危工区）の整備を促進すること。

邊 一般国道 55 号阿南道路の整備を促進すること。

蘆 一般国道 192 号徳島南環状道路の整備を促進すること。



78 徳島自動車道と高松自動車道間の「乗り継ぎ制度」の導入について

県担当課（室） 道路企画課，高規格道路課

【提言・要望の趣旨】

徳島自動車道と高松自動車道間に「乗り継ぎ制度」を導入すること。
また、「新たな高速道路料金割引」を恒久化すること。

【徳島県の現状と課題】

徳島自動車道及び高松自動車道は、本州四国連絡道路をはじめとする他の高速道路と一体となって全国の高交通ネットワークを形成し、四国と本州間の物流をはじめとする様々な経済活動や観光振興等を支える重要なインフラです。

去る3月4日に、「高速道路料金引き下げ」を含む平成20年度第2次補正予算関連法案が成立し、「新たな高速道路料金割引」が2年間実施されることとなり、このことは、疲弊しております四国経済に大きく寄与するものと大いに期待しております。

本県では、1月に「高速道路新料金活用戦略プロジェクトチーム」を立ち上げ、「観光入り込み客数」・「大鳴門橋通行台数」の「倍増」を挑戦目標に掲げ、高速道路新料金を活用した「県外からの観光誘客」及び「物流の活性化」に向けた戦略を総合的に策定し、実施しているところです。

一方、今回の「新たな高速道路料金割引」につきましては、『地方部で、乗用車は、土日祝日、終日5割引で上限料金1,000円。』等となっており、神戸淡路鳴門自動車道を経由し、徳島県西部方面や高知県、愛媛県に行く場合、徳島自動車道と本四道路が連結していないため、走行距離が長い高松自動車道に交通がシフトし渋滞が発生するのではないかと、また、「観光圏整備法」に基づき選定されました「にし阿波観光圏」の整備実施計画に大きな影響が出るのではないかと危惧しており、ネットワーク化が遅れている地方の実情に配慮した、多様で弾力的な料金制度の運用が必要であると考えます。

主管省庁局名 国土交通省道路局

関係法令等 国土開発幹線自動車道建設法，高速自動車国道法，道路整備特別措置法，道路整備事業に係る国の財政上の特例措置に関する法律，高速道路株式会社法，日本高速道路保有・債務返済機構法

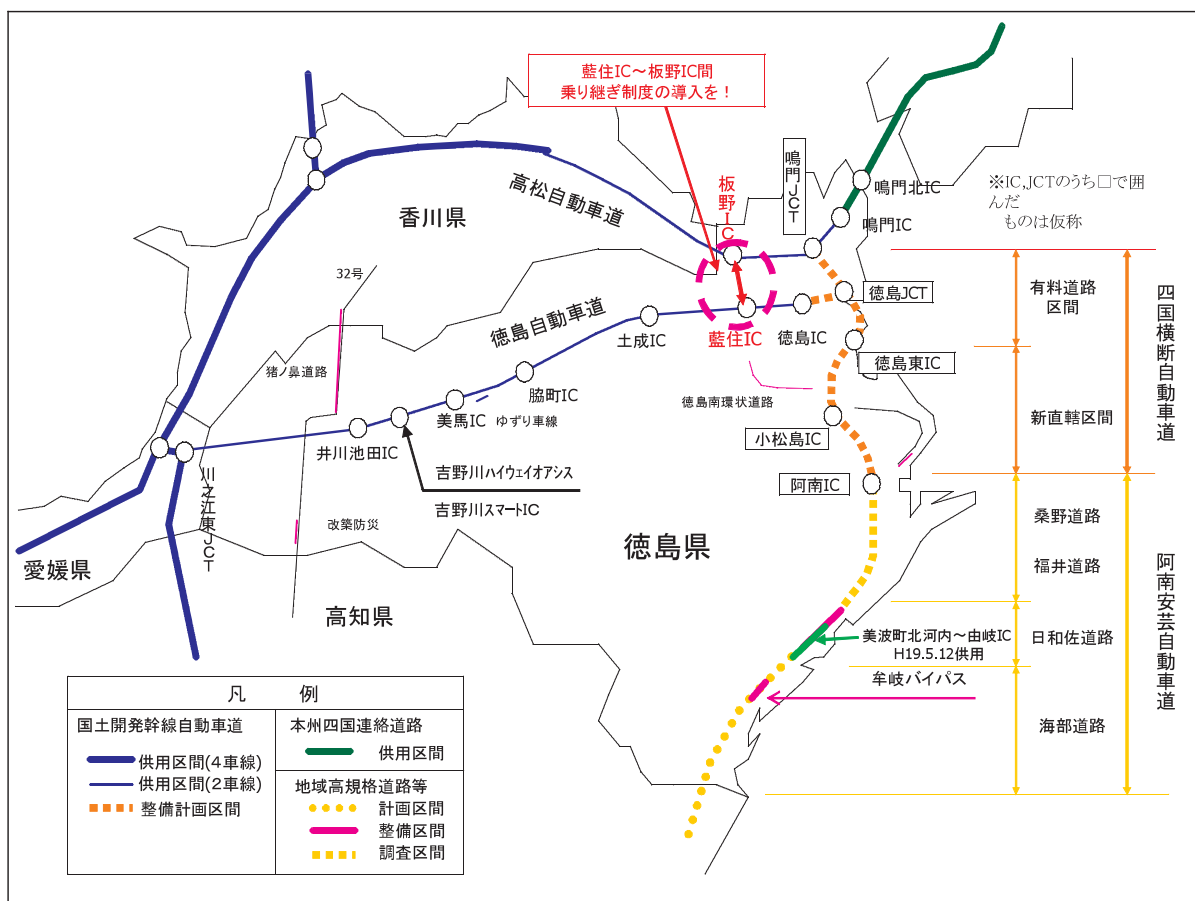
【提言・要望の具体的内容】

この度の「新たな高速道路料金割引」を効果的に波及させ、物流をはじめとする様々な経済活動や観光振興等、地域の活性化を図るために、地域の実情に応じた多様で弾力的な料金制度を導入してください。

1 徳島自動車道と高松自動車道とが連結される平成 26 年度までの時限的な「乗り継ぎ制度」を、次の区間において導入すること。

- ・徳島自動車道（藍住 IC）～高松自動車道（板野 IC）間

2 「本四道路利用促進会議」をはじめ、四国各県等との連携で高速道路の利用促進に努めるため、「新たな高速道路料金割引」を恒久化すること。



79 「国の施策に関連した道路整備」に対する支援措置について

県担当課（室） 道路企画課

【提言・要望の趣旨】

国の施策である高速自動車国道の整備に関連して、既存高速道路の有効活用や地域の活性化に資する追加インターチェンジ及びそのアクセス道路の整備を地方公共団体が実施する場合、その整備に対する国の支援措置を講じること。

【徳島県の現状と課題】

「四国8の字ネットワーク」を形成する四国横断自動車道や阿南安芸自動車道は、本州四国連絡道路と一体となって、西日本各地の交流拡大や、地域の活性化を図る極めて重要な路線であり、その整備に重点的に取り組んでいるところです。

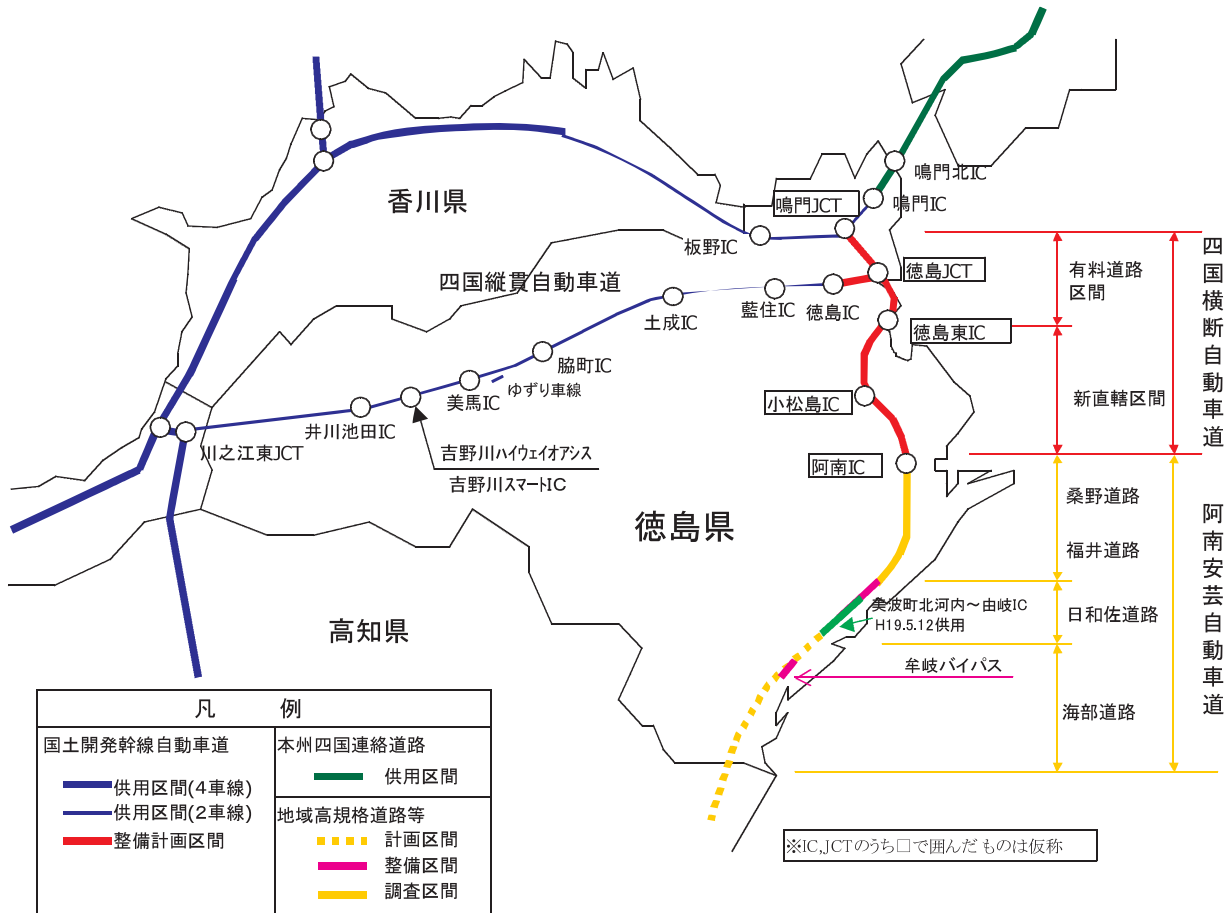
また合わせて、国の緊急経済対策としての本州四国連絡道路等の大幅な料金引き下げを最大限活用し、物流をはじめ企業立地、観光交流等において様々な利用促進策に取り組んでいるところです。

一方、百年に一度と言われる「世界的な金融・経済危機」の中、地域経済の浮揚や雇用の創出等を図るためには、企業立地の促進や周辺道路の渋滞緩和に資するほか、高速自動車国道の利用促進にも繋がる追加インターチェンジ及びそのアクセス道路の整備が必要となっています。

しかしながら、財政基盤が脆弱で道路整備が遅れている本県をはじめ地方にとっては、高速道路等の整備に合わせて計画的に、追加インターチェンジ及びそのアクセス道路の整備を行うためには、国の財政的な支援措置が不可欠であります。

【事業概要図】

国の施策である高速自動車国道等の整備に関連して整備する「追加インターチェンジ及びそのアクセス道路」については、地域経済の浮揚や雇用の創出並びに周辺道路の渋滞緩和に資するほか、高速自動車国道の利用促進にも繋がることから、「新直轄方式」による整備と同等の国費割合を実現するなど、国の財政支援を行ってください。



本県の高速自動車国道での追加ICの整備の概要

都市と地方を結ぶ交通ネットワークの主要拠点である空港へのアクセスの向上及び全国平均の1.5倍のインターチェンジ間隔である徳島自動車道や多くの利用が想定される新直轄区間の利便性の向上のため、日本の高速自動車国道の半分のインターチェンジ間隔である欧米並みにインターチェンジを設置する。

本県では、供用中及び事業中（新直轄区間含む）の区間で3～4箇所想定される。

80 「徳島県高速道路新料金活用戦略」に対する連携・支援について

県担当課（室） 観光企画課，道路企画課，高規格道路課

【提言・要望の趣旨】

本州四国連絡道路をはじめとする高速道路の更なる利用促進のため，休憩施設，案内施設等の高速道路内施設の充実を図ること。

【徳島県の現状と課題】

この春，高速道路料金が大幅に引き下げられたのを受け，本県ではこれを徳島飛躍への千載一遇のチャンスとして最大限利用するため，「高速道路新料金活用戦略プロジェクトチーム」を立ち上げ，「観光入り込み客数」・「大鳴門橋通行台数」の倍増を挑戦目標に，「情報発信戦略」や「おもてなし戦略」をはじめ「6つの柱」からなる活用戦略を実施しているところであります。

つきましては，「徳島県高速道路新料金活用戦略」との相乗効果による本州四国連絡道路をはじめとする高速道路の更なる利用促進を図るため，休憩施設，案内施設等の高速道路内施設の充実を図る必要があります。

「徳島県高速道路新料金活用戦略」の6つの柱

観光誘客対策

1. 情報発信戦略
2. おもてなし戦略
3. にぎわいづくり戦略
4. 広域連携戦略

物流活性化対策

5. 産業振興戦略
6. 農林水産戦略

総事業数 63 事業

総予算額 430,281 千円

挑戦目標	県外からの観光入り込み客数	H19	727	H22 目標	1,450 万人
	大鳴門橋通行台数	H19	702	H22 目標	1,400 万台

主管省庁局名 国土交通省道路局

関係省庁等名 本州四国連絡高速道路株式会社，西日本高速道路株式会社，JB ハイウェイサービス株式会社，西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社

関係法令等 高速自動車国道法，道路整備特別措置法，道路整備事業に係る国の財政上の特例措置に関する法律，高速道路株式会社法，日本高速道路保有・債務返済機構法

【提言・要望の具体的内容】

「徳島県高速道路新料金活用戦略」との相乗効果による本州四国連絡道路をはじめとする高速道路の更なる利用促進を図るため、休憩施設、案内施設等の高速道路内施設の充実を図ってください。

- 1 遊具施設やドッグラン、ベビーコーナー、ハイウェイオフィス・無線LANサービス、ハイウェイメディカルコール等を新設・増設するなど、長時間移動に配慮した休憩施設の更なる充実を図ること。
- 2 外国人観光客に対応するための案内板等の整備や四国八十八箇所霊場への道路案内標識の整備を促進すること。

(参考) 1. 徳島県内のSA・PAにおける満足施設設置箇所及び要望箇所

	広域案内看板		案内板等の 外国語表記		ドッグラン		ベビーコーナ ー		メディカルコ ール	
	現状	要望	現状	要望	現状	要望	現状	要望	現状	要望
上板SA(上り)	×		×	◎	×	◎	×	◎	×	◎
上板SA(下り)	◎		×	◎	◎		×	◎	×	◎
阿波PA(上り)	×		×	◎	×	◎	×	◎	×	
阿波PA(下り)	×		×	◎	×	◎	×	◎	×	
吉野川SA(上り)	×	◎	×	◎	×		×	◎	×	◎
吉野川SA(下り)	×		×	◎	×		×	◎	×	◎
池田PA(上り)	×	◎	×	◎	×		×	◎	×	
池田PA(下り)	×		×	◎	×		×	◎	×	
鳴門西PA(上り)	×	◎	×	◎	×		×	◎	×	◎
鳴門西PA(下り)	×	◎	×	◎	×		×	◎	×	◎

(凡例) 現状欄：◎整備済み、×未整備

要望欄：◎要望箇所

2. インターチェンジ付近に設置する四国八十八箇所霊場への道路案内標識要望箇所

- ・藍住 IC：1 霊山寺，2 極楽寺，3 金泉寺，4 大日寺，5 地藏寺，13 大日寺，14 常楽寺，
15 国分寺，16 観音寺，17 井戸寺
- ・土成 IC：6 安楽寺，7 十楽寺，8 熊谷寺，9 法輪寺，10 切幡寺，11 藤井寺

81 徳島市内の鉄道高架化について

県担当課（室） 都市計画課

【提言・要望の趣旨】

県都徳島市の中心市街地の一体的な発展や都市内交通の円滑化のため、徳島駅西から文化の森駅付近までの連続立体交差事業の推進に必要となる予算の確保を図ること。

【徳島県の現状と課題】

徳島市は、徳島県の東部に位置し、吉野川の沖積平野に発達した人口約 27 万人の県都です。市の中央部には、JR 徳島駅を中心に高德線、徳島線、牟岐線が走り市街地を形成しています。

また、多数の河川が中心市街地を分断し、交通ネットワーク整備に困難性を伴うことから、局所的に交通が集中し、渋滞が発生しています。

本県におきましては、平成 7 年度に佐古駅付近の連続立体交差事業が完成して以降、鉄道両側の地域間の交流が促進されるとともに、幹線街路の整備や、市街地の形成が進むなど、連続立体交差事業の様々な整備効果が現れてきております。

一方、徳島駅から文化の森駅付近につきましては、未だ平面のままの鉄道が県都徳島市の中心市街地を分断しており、都市の健全な発展が阻害されるとともに、踏切による交通渋滞や事故の原因となっております。

この連続立体交差事業は、にぎわいのあるまちの実現、さらには、県民市民の安全安心の確保のためにも必要不可欠な事業であり、その早期の実現は県民市民の永年の悲願となっております。

さらに、鉄道高架沿線の地元住民からなる推進組織も立ち上がっており、この事業の早期の実現に向けた地元住民等の盛り上がりも非常に高まっております。

このようなことから、この連続立体交差事業は、早期実現に向け、着実な事業推進が必要であります。

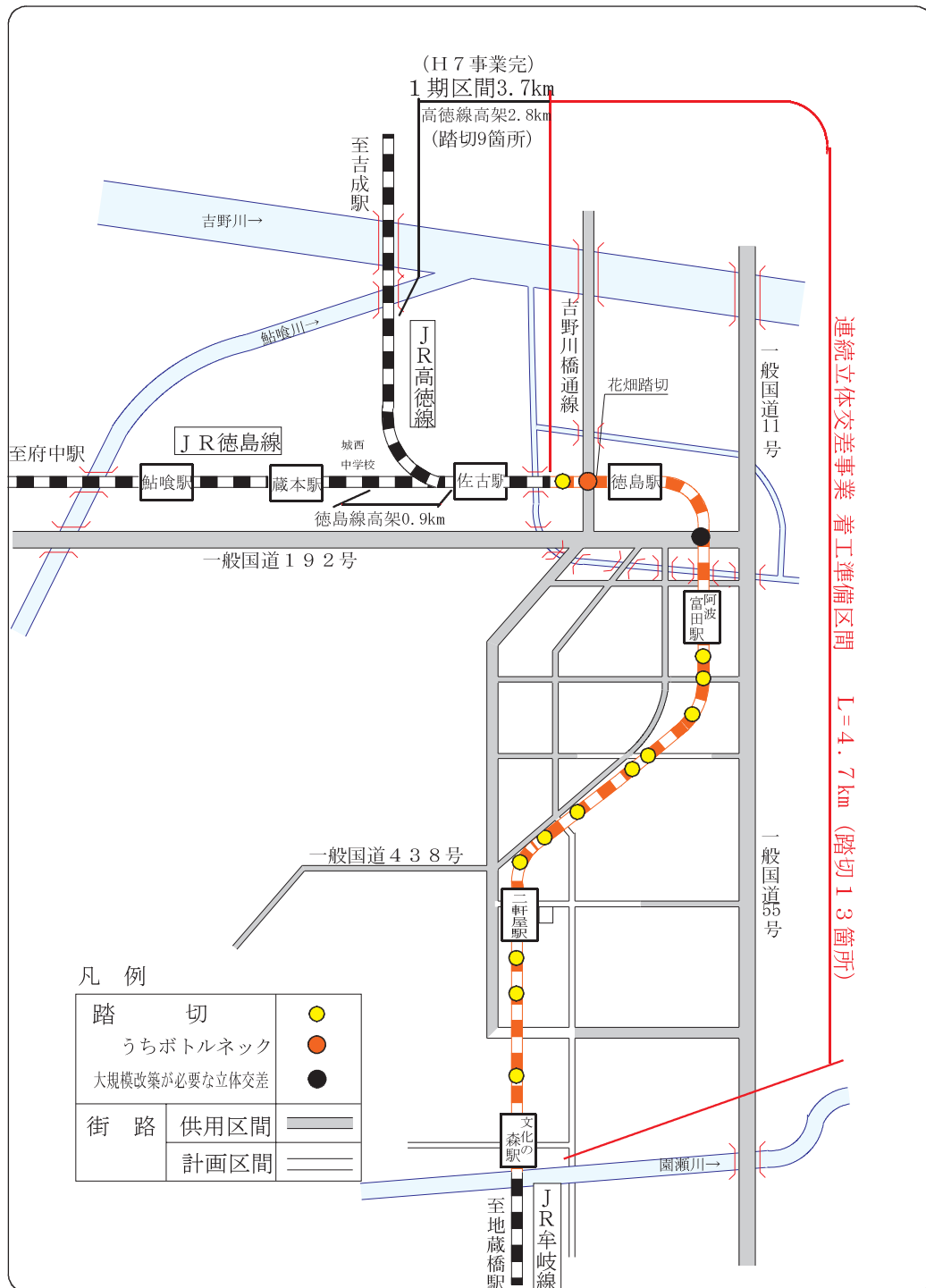
【提言・要望の具体的内容】

1 連続立体交差事業の予算を確保してください。

 盧 徳島駅西から文化の森駅付近までの連続立体交差事業の推進に必要となる予算を確保すること。

 邊 連続立体交差事業の推進に必要となる道路財源を確保すること。

【事業概要図】



82 地方バス路線の負担軽減対策について

県担当課（室） 交通政策課

【提言・要望の趣旨】

地方バス路線の維持・存続を図るために、「地方バス路線維持対策事業」の国庫補助要件の緩和を図ること。

環境問題である二酸化炭素削減施策として、地方バス車両の省エネルギー化を積極的に推進すること。

【徳島県の現状と課題】

地方バスは、地域住民の日常生活に必要な公共交通手段であり、全国的な高齢化社会の進展よりも一足先に進んでいる本県にとっては、公共交通機関を利用した「人の移動」へモーダルシフトする必要がある。今、まさに、転換期にあると言えます。そして、特に、鉄道網の発達していない徳島県などの地方都市にとっては、地方バス路線の維持・存続が必要不可欠な課題であります。

また、世界的な地球環境問題である二酸化炭素削減策にも有効な地方バスにおいては、より積極的に省エネルギー化を推進する必要があります。

しかしながら、乗合バス事業の運営は、厳しい状況であり、昨今のさらなる経済不況に併せて、今回の高速料金の大幅な割引により、都市間を結ぶ高速路線バスの利用者がマイカー利用へと移行する恐れがあり、これは、割引制度の本意ではないが、高速バス事業で大きな影響が生じた場合は、ほとんどの路線で運行赤字となっている生活路線バス事業の縮小・廃止を検討せざるを得ない状況となっています。

このため、地方バス路線の維持・存続を図り、地方の足を確保するために、地方バス路線の負担軽減対策を早期に実施するとともに、新たな投資が困難な状況を考慮し、ハイブリット型車両購入時の負担を無くす必要があります。

邊 省エネルギー対策

○バス運行対策費補助金（車両購入費）（国・県の協調補助）
生活交通路線の運行に供されるバス車両の購入が対象

ノンステップバスを導入する場合
対象経費：ノンステップバス 15,000千円

(例)

(単位:千円)

	バス運行対策費補助金
車両	ノンステップバス
車両価格	16,000
国庫補助金	7,500
県補助金	7,500
事業者自己負担	1,000

○低公害車普及促進対策費補助金（国・地方自治体等の協調補助）

ハイブリットバス等の導入の場合
対象経費：車体本体価格の1/4又は通常車両価格との差額の1/2の低い額
(車両本体価格-22,200千円)

(例)

(単位:千円)

	低公害車普及促進対策費補助金
車両	ハイブリットバス
車両価格	27,000
国庫補助金	2,400
地方自治体等補助金	2,400
事業者自己負担	22,200

ノンステップバス導入の場合の事業者負担は1,000千円、
ハイブリットバス導入の場合の事業者負担は22,200千円となり、
ハイブリットバス導入には事業者の大きな負担が必要となる。

83 四国旅客鉄道株式会社の経営安定化について

県担当課（室） 交通政策課

【提言・要望の趣旨】

政府の総合経済対策の中で高速道路料金の大幅な割引制度が導入されたことにより、旅行者の多くが高速道路を利用することが想定され、四国旅客鉄道株式会社にとっては、多大な影響を受けることになる。

四国の公共交通機関として重要な役割を担っている四国旅客鉄道株式会社が、安全・安心な鉄道として、健全経営が維持できるよう対策を講じること。

【徳島県の現状と課題】

鉄道は、大量性、速達性、定時性に優れ、輸送需要が多い場合は経済性や環境問題等の面でも大きな効果を発揮することができる公共交通機関であり、急速な高齢化が進む我が国において、国民の様々な活動を支える広域公共交通網としての鉄道の果たすべき役割は、今後ますます重要になります。

四国旅客鉄道株式会社は、全国的な広域公共交通網の一翼を担うとともに、本県にとって通勤・通学をはじめとする日常生活における中核的な移動手段を支えるという重要な役割も担っています。

しかし、近年の高速道路延伸等に伴うモータリゼーションの進展や過疎化・少子化等による輸送人員の減少、経営安定基金の運用収益の減少により、その経営は非常に厳しい状況にあります。

さらには、百年に一度とも言われる経済危機の影響による景気の低迷、政府の総合経済対策としての高速道路料金の大幅な割引制度導入により、その経営環境に一層の影響があるものと予想されます。

今後、四国旅客鉄道株式会社の持つ鉄道網が安全・安心な鉄道として維持・確保されるためには、健全経営の維持が必要であり、経営安定基金をはじめとした現在の支援の仕組みの継続はもちろんのこと、さらなる経営基盤強化に向けた取組が必要です。

【提言・要望の具体的内容】

四国旅客鉄道株式会社が、安全・安心な鉄道としての設備充実や輸送改善等を図ることができる経営基盤を確立するために必要な支援措置を講じてください。

- 1 基金創設の際に想定されていなかった、今回の大幅な高速道路料金の割引に対応するため、「国鉄分割民営化」の際に積み立てられた「経営安定基金」について、新たな造成を含めた支援措置を行い、利用促進策の実施やユニバーサルデザインに対応した省エネルギー新型車両の早期導入に繋げること。

84 内航フェリー航路の維持について

県担当課（室） 交通政策課，港湾振興管理課

【提言・要望の趣旨】

政府の総合経済対策の中で高速道路料金の大幅な割引制度が導入され，高速道路の利用に集中化し，内航フェリー業にとっては，多大な影響を受けている。

一方，本県と他地域を結ぶ多様な交通手段の維持は，県民の安全安心という危機管理面から極めて重要である。

については，内航フェリー業についても，航路維持に必要な制度や施策を創設すること。

【徳島県の現状と課題】

本県では，内航フェリー航路は，徳島小松島港と和歌山港間を結ぶ定期航路等があり，高速道路の低額料金の利用が可能となったため，内航フェリー航路会社としては多大な影響を受け，航路自体の存続が困難な状況になると予想されます。

内航フェリー業は，南海地震等の大規模な災害発生時に陸上交通が途絶した際にも，緊急物資や避難者等の輸送などにおいて，迅速で安定した代替機能を果たすものであり，徳島県としましても航路維持は極めて重要となります。

については，今回の高速道路料金の大幅な割引による影響を少しでも緩和し，航路の維持が可能となるような制度や施策の創設を要望します。

【提言・要望の具体的内容】

今回の高速道路料金の土日祝日の大幅な割引に相当する支援措置を内航フェリー業にも取り入れ、多様な交通手段となる内航フェリーの航路維持を図ることを目的とする制度や施策を創設してください。

1 特に、南海フェリー(株)が運航する当該航路は、危機管理の観点からも本県と本州を結ぶ重要なルートであることから、徳島小松島港～和歌山港を高速道路と同様に国の重要航路に位置づけ、次のような航路維持のための支援措置及び法律の創設を重点的に行うこと。

- ・ターミナル機能の強化支援
- ・係船料・港湾施設の占・使用料の減免措置支援
- ・船舶の新造船や改装支援
- ・その他航路維持ができる支援措置

85 地域の特性を活かした「観光圏」の整備促進について

県担当課（室） 観光企画課

【提言・要望の趣旨】

「観光圏」の整備を着実に進め、宿泊滞在型観光の効果的な推進を図るために必要な制度を拡充すること。

【徳島県の現状と課題】

平成 18 年 12 月 13 日に「観光立国推進基本法」が制定され、観光が 21 世紀における我が国の重要な柱として明確に位置づけられたところであり、国におかれては、昨年 10 月に「観光庁」が設置され、総合的かつ計画的に推進するための方策として、「観光圏」を全国で 30 力所認定するなど積極的に施策を実施されているところであります。

本県では、「にし阿波観光圏」を認定していただいたところであり、「日本の原風景」といえる魅力ある地域資源を活用しつつ、四国エリアの先駆者として、「全国に誇れる観光圏」の実現に向け、民間事業者が中心となり、「旅行業の特例」としてのホテルによる旅行商品販売、「うだつの町並み」や「かずら橋」を巡る「日本の原風景」モニターツアーをはじめ、数々の観光圏整備事業に積極的に取り組んでおります。

県といたしましても、「にし阿波観光圏協議会」の取組をより効果的に進化させるため、民間事業者や市町が協働して行う広域的な事業を支援するとともに、協議会と緊密な連携を図りながら、着実な観光圏の整備を推進しているところです。

しかしながら、当該観光圏は過疎地域にあり、財政基盤が脆弱であることに加え、小規模事業者が中心となっており、短期集中型の投資が困難であることから、短期間で成果や自立性・継続性の評価を求めるのではなく、計画期間の 5 年間をかけ、しっかりと計画的に観光圏の整備に取り組む必要があります。

こうした中、より大きな効果をあげるためには、「補助期間延長」のほか「事業の進捗に合わせた補助金交付」や「補助率の嵩上げ」など「観光圏整備事業補助制度」の拡充が必要であり、民間の観光圏整備事業者からも強い要望があるところです。

【提言・要望の具体的内容】

- 1 「観光圏整備事業補助制度」については、地域の実情に応じて、関係機関が連携を図りながら、中長期的視点で事業に取り組めるよう、事業評価期間及び補助期間の延長を行い、計画期間を通じた事業の支援が受けられるよう検討を行ってください。
- 2 事業を円滑に実施していくため、事業の実施状況に合わせた部分払を実施するなど事業内容に応じて柔軟に対応してください。 (現在は精算払)
- 3 補助率について、過疎地域などの条件不利地域については、他の地域に比して、地域住民や民間事業者の多大な努力を必要とし、コストパフォーマンスにおいても厳しい状況にあることから、補助率についての嵩上げをしてください。とりわけ、現在検討が進められている新たな過疎法の方策の一つに加えてください。 (現在は補助率上限 40%)
- 4 観光圏整備の事業効果を高めるため、観光地へのアクセスルートや周辺の景観整備など、「観光圏」の魅力を高める社会資本整備を優先的に実施してください。

86 地域自立・活性化交付金の拡充強化について

県担当課（室） 政策企画総局，県土整備政策課

【提言・要望の趣旨】

地域の自立と活力の強化のため，地域実情に即した地域自立・活性化交付金の拡充強化を図ること。

【徳島県の現状と課題】

地域の自立・活性化に向けて，広域的な経済活動等を促進するために必要な基盤整備事業（基幹事業）と地域の自由な発意による地域づくりのための事業（提案事業）等を一体的に支援する地域自立・活性化交付金制度が平成 19 年度途中より制度化され，本県においても 2 地域において同交付金を活用し，独自性を活かした地域活性化を図る施策を推進しております。

一方，通常の改良系国庫補助事業等には従前から後進地特例法により，地域活力基盤創造交付金，道整備交付金や港整備交付金についても，それぞれ地方の財政力を考慮した引き上げ措置が講じられております。しかしながら，地域自立・活性化交付金には，財政力を考慮した引き上げ措置が講じられておらず，財政基盤の脆弱な地方にとって，事業展開が厳しい状況になっています。

また，当該交付金における基幹事業と提案事業との事業費割合について，特に定めはありませんが，交付要領により定められている交付限度額は，提案事業費割合が 17.5% を越えた場合に，最大の交付率 (45%) から減少する算定式となっております。

しかしながら，地域の自立と活力の強化のためには，基幹事業と一体となってその効果を一層高め，地域の自由な発意で行うことができる提案事業のより一層の拡大が必要不可欠です。

したがって，地方の活性化をより一層推進するため，地域の実情に合わせ，財政力を考慮した交付限度額の引き上げ措置や，地域が望むより多くの提案事業の実施など，制度の拡充強化が必要です。

【提言・要望の具体的内容】

地方の活性化をより一層推進するため，地域の実情に合わせ，制度の拡充強化を行ってください。

- 1 財政力の弱い地域における地域の自立と活力の強化を図るため，地域自立・活性化交付金交付要綱において，道整備交付金や港整備交付金と同様に，後進地特例法に準じ地方の財政力に応じた国の負担割合の引き上げの規定を盛り込むこと。
- 2 地域の実情に合わせ，地域が望む，より多くの提案事業が実施できるよう，当該交付金の交付限度額算定における基幹事業費と提案事業費の割合について見直すこと。

87 地上デジタル放送への円滑な移行について

県担当課（室） 地域情報政策課

【提言・要望の趣旨】

地上デジタル放送へ完全移行する 2011 年 7 月に向けて 地域間格差や所得格差を生じることなく、現行のアナログ放送時に視聴していた放送が引き続き視聴可能となるよう、国において適切な措置を講じること。

【徳島県の現状と課題】

現代社会においては、テレビは最も身近な娯楽であり、かつ重要な情報源であります。

本県においては、県域をエリアとする民間放送局は 1 局しかありませんが、これまで多くの県民は、近畿の放送局の番組について、VHF 局のみならず、UHF 局までも視聴することができ、また、天気予報をはじめ、本県を含めた放送内容となっています。

こうした中、地上デジタル放送への移行に伴い、周波数帯の変更や空中線電力、指向性などの関係から、直接電波を受信できる地域が、アナログ放送に比べ大幅に縮小されることとなりますが、国民の利便性向上のために、国策として進められている地上デジタル放送により、これまで受信できていた放送が受信できなくなることは、あってはならないことであります。

そこで、本県ではこの問題を克服すべく、CATV が最も有効な手段であると考え、市町村とも一体となって「全県 CATV 網構想」を推進してきた結果、県内の 9 割を超える世帯で、CATV サービスが提供可能となっておりますが、現実に区域外放送のデジタル放送を視聴するために必要な再送信の同意が、いまだ一部しか得られていない状況であります。

また、昨今の極めて厳しい経済状況から、新たな負担を伴う地上デジタル放送へ対応が、著しく遅れることが懸念される中、とりわけ、本県の多くの地域のように、これまでどおりの放送を視聴する手段が、CATV しかない場合においては、加入金等の初期経費に加え、月々の料金が発生するなど、直接電波を受信して視聴する場合と比べ、過大な経費負担を強いられることとなり、特に、経済的に困窮度の高い世帯に対しては、国の支援が不可欠であります。

さらに、地上デジタル放送への移行に当たっては、区域外放送が大きな比重を占める本県の視聴実態に即した県民へのきめ細かな説明のほか、デジタル放送非対応の受信機等の大量廃棄への対応なども求められます。

【提言・要望の具体的内容】

1 区域外再送信の同意について

本県は、古くから京阪神との結び付きが強く、近畿の文化・経済圏の一翼を担っており、テレビジョン放送の受信においても、多くの県民が近畿の多様な放送を受信していることから、従来から視聴している区域外放送については、速やかに区域外再送信の同意が得られるよう、関係する放送事業者に強く働きかけてください。

2 C A T Vへの加入経費の支援について

国においては、「地上デジタル放送への完全移行に向けた総合対策」に基づき、経済的に困窮度の高い世帯へは、簡易なチューナーの無償給付等の支援措置が講じられておりますが、こうした世帯のうち、これまで視聴していたアナログ放送を引き続きデジタルで視聴する手段がC A T Vしかない世帯については、その加入金等の初期経費も支援の対象としてください。

3 C A T Vサービスの低廉な料金設定等について

C A T Vへ加入しやすい環境が整うよう、すべてのC A T V事業者において、低廉な地上デジタル放送のみの再送信サービスが行われるよう、関係業界に強く働きかけるとともに、不当なパッケージ販売や寡占、独占状態を利用した高額の料金設定が行われないよう、監視を強めてください。

4 総務省テレビ受信者支援センターの体制強化等について

「総務省テレビ受信者支援センター」については、県土面積や区域外放送が大きな比重を占める本県の視聴実態等を踏まえ、十分な体制をとるとともに、地域に密着したきめ細かい普及活動及び相談への対応を適切に行ってください。

5 受信機等の大量廃棄への対策について

デジタル放送非対応の受信機等が大量に廃棄され、不法投棄や環境汚染を招かないよう、十分な周知・広報を行うとともに、関係省庁と連携して適切な対策を講じてください。

88 「四国八十八箇所霊場と遍路道」の世界遺産登録とまちづくりの推進について

県担当課（室） 政策企画総局，都市計画課，文化財課

【提言・要望の趣旨】

「四国八十八箇所霊場と遍路道」をはじめとする「世界遺産暫定一覧表候補の文化資産」に対して、地方が取り組む世界遺産に向けた環境整備等を促進する支援制度の拡充等を図ること。

【徳島県の現状と課題】

「四国遍路」は、「八十八箇所の札所寺院」をループ状に巡る「全長 1,400km」に及ぶ「壮大な寺院巡礼」であり、「四国八十八箇所霊場と遍路道」、そしてこれを地域が支える「お接待」の文化は、世界に誇れる「オンリーワン」として、後世に引き継ぐべき「人類全体の文化遺産」であります。

昨年 9 月に発表された文化審議会世界文化遺産特別委員会の審議結果では、「四国八十八箇所霊場と遍路道」は「世界遺産暫定一覧表」記載には至りませんでした。しかし、「世界遺産暫定一覧表候補の文化資産」とされ、「『生きている伝統』を表す資産として、価値は高い」との評価を受け、「提案書の基本的主題を基に、提案地方公共団体で準備を進めるべきもの」とされました。

これを受けて、四国 4 県では関係市町村との推進体制を強化し、霊場会をはじめ関係機関との連携を図りながら、札所寺院の一括国指定史跡に向けた調査に着手するとともに、遍路道全体の史跡・重要文化的景観等による保護に向けた具体的手法の検討を行っているところであり、今後、保存管理計画に沿った「四国八十八箇所霊場と遍路道」の保護を、計画的かつ着実に推進していきたいと考えております。

しかしながら、「四国八十八箇所霊場と遍路道」は膨大な資産である上、現時点ではほとんどが史跡等による保護措置が進んでいない状態であるため、地方において保全・活用に向けた取組を進める上で、多大な負担が生じることが予想されます。

このため、「四国八十八箇所霊場と遍路道」を含む「世界遺産暫定一覧表候補の文化資産」に対しては、特に「我が国の歴史や文化を表す一群の文化資産として高い価値を有する」資産であるとの認識から、世界遺産への取組をはじめ、まちづくりの推進に向けて、国を挙げての積極的な支援が必要であります。

【提言・要望の具体的内容】

「四国八十八箇所霊場と遍路道」をはじめとする「世界遺産暫定一覧表候補の文化資産」については、我が国の歴史や文化を表す文化資産として高い価値を有することから、優先的に資産の保護・活用が図られるよう、次の措置を講じてください。

- 1 「世界遺産暫定一覧表記載資産候補提案書」において提案した「四国八十八箇所霊場と遍路道の保護手法」について、「札所寺院一括国史跡」の指定など、国として最大限の積極的な支援・バックアップを行うこと。
- 2 「世界遺産暫定一覧表候補の文化資産」については、特に文化財の保護・活用に向けた地方の取組を促進すべく、文化財保護法における支援制度の要件緩和や対象の拡大、補助率の引き上げを図ること。
- 3 「世界遺産暫定一覧表候補の文化資産」の地域については、特に景観や風致に配慮しつつ、歴史的な環境の保全・整備によるまちづくりが促進されるように、「景観法」や「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)」における支援制度の要件緩和や対象の拡大、補助率の引き上げを図ること。
 盧 「景観形成総合支援事業」については、事業対象となる地域を拡充し、財政力に応じた補助率の引き上げ等さらなる財政支援を行うこと。
 邊 「歴史的環境形成総合支援事業」については、財政力に応じた補助率の引き上げ等さらなる財政支援を行うこと。

89 「四国のみち」の保全活用を支援する新たな助成制度の創設について

県担当課（室） 道路企画課

【提言・要望の趣旨】

四国内外から、癒しを求めて四国八十八箇所を巡る人々などを暖かく迎え入れ安全・快適に利用していただくため「四国のみち」の保全活用を支援する助成制度を創設すること。

【徳島県の現状と課題】

四国は古くから、空海ゆかりの四国霊場八十八箇所を巡る「お遍路さん」や、その人たちを迎える「お接待」の精神が根付いており、心の安らぎを感じさせる独自の風土を育んできました。

近年は、このような心癒される場を求めて、四国の内外から年間15万人もの人々が訪れていると言われています。

「四国のみち」は、国土交通省において、昭和53年度から昭和56年度に全体約1,300 km（徳島県230 km）のルートを選定し整備が進められました。

この「みち」は歩くことを基本とし、四国の美しい自然や、景勝地、四国霊場八十八ヶ所等を広く巡りながら、四国を一周する「みち」であり、「へんろみち」として多くの「お遍路さん」が利用しております。

四国八十八ヶ所を訪れる人々を暖かく迎え入れ「四国のみち」を安全・快適に利用していただくには、歩道整備などのハード整備だけでなく、小規模な維持補修を行う“みちせいび”や“除草などの維持管理”が必要であります。

道路区域内におけるハード整備に関しては、県・市町村とも既存の交付金制度を活用することができますが、維持管理費や里道など道路法上の道路でない箇所に対しての国の支援制度は無く、失われていく「へんろみち」をできるだけ保存し活用するためにも、新たな助成制度が必要であります。

【提言・要望の具体的内容】

「四国八十八箇所霊場」を巡るルートである「四国のみち」の保全活用を図り、失われていく「へんろみち」をできるだけ保存するとともに、訪れる人々を暖かく迎え入れ安全・快適に利用していただくため、次の措置を講じてください。

- 1 「四国のみち」を形成する道路の保全のために必要となる小規模な維持補修を行う“みちせいび”や“除草などの維持管理費”について助成制度を創設すること。
- 2 市町村が管理する里道についても市町村道と一体的にパッケージとして助成する制度とすること。

【事業概要図】



「へんろころがし」の整備



しだれ桜の植樹

省庁別提言・要望事項一覧

【内閣府】

地方分権改革の推進について

下水道など汚水処理施設の整備促進について

南海地震対策について

- ・南海地震対策について
- ・地震防災緊急事業五箇年計画に基づく支援の延長・拡充等について
- ・学校施設の地震防災対策の促進について
- ・地震防災対策用資産の取得に関する支援について

地域における医療の確保・充実について

消費者行政の機能強化について

次世代育成支援対策の着実な推進について

D V対策の強化について

【警察庁】

警察基盤の充実強化について

D V対策の強化について

【公正取引委員会】

消費者行政の機能強化について

【総務省】

地方分権改革の推進について

国・地方を通じた新たな税財政制度の確立について

人権が尊重される社会の実現について

都市部からの U ターン者の創業に対する支援（ふるさと回帰対策）について

下水道など汚水処理施設の整備促進について

地球温暖化防止に向けた森林対策の強化について

港湾施設の戦略的維持管理を行うための財政支援について

南海地震対策について

- ・南海地震対策について
- ・地震防災緊急事業五箇年計画に基づく支援の延長・拡充等について
- ・学校施設の地震防災対策の促進について
- ・地震防災対策用資産の取得に関する支援について

災害対策等緊急事業推進費の拡充強化について

地域における医療の確保・充実について

警察基盤の充実強化について

学校教育の推進に必要な教職員定数の充実について

特別支援教育の充実・強化について

移住・交流施策の促進について

地方公共団体への寄附金に係る税控除制度の充実について

「新過疎法」の制定と過疎地域に対する支援施策・措置の拡充について

新直轄方式による高速道路整備に伴う「予算確保」及び「地方財政措置」について

地上デジタル放送への円滑な移行について

【消防庁】

南海地震対策について

- ・南海地震対策について
 - ・地震防災緊急事業五箇年計画に基づく支援の延長・拡充等について
 - ・学校施設の地震防災対策の促進について
- 地域における医療の確保・充実について

【法務省】

人権が尊重される社会の実現について

D V対策の強化について

【財務省】

租税特別措置法の収用特例の適用を受けるための要件の緩和について

地域中小企業の新たなビジネスチャンスの支援について

環境配慮型産業の育成強化について

都市部からの U ターン者の創業に対する支援（ふるさと回帰対策）について

下水道など汚水処理施設の整備促進について

南海地震対策について

- ・地震防災対策用資産の取得に関する支援について

次世代育成支援対策の着実な推進について

地方公共団体への寄附金に係る税控除制度の充実について

【文部科学省】

人権が尊重される社会の実現について

木質バイオマス燃料等の導入促進について

南海地震対策について

- ・南海地震対策について
- ・学校施設の地震防災対策の促進について

地方自治体に勤務する獣医師の確保対策について

地域における医療の確保・充実について

地方国立大学への「国立大学法人運営費交付金」の安定的な配分について

海外留学奨学金制度の充実について

学校教育の推進に必要な教職員定数の充実について

新学習指導要領の円滑な導入・実施について

高等学校における学力向上対策等に係る事業の拡充について

特別支援教育の充実・強化について

スクールカウンセラー等の充実について

次世代育成支援対策の着実な推進について

【文化庁】

「四国八十八箇所霊場と遍路道」の世界遺産登録とまちづくりの推進について

【厚生労働省】

頑張る中小企業支援制度の創設について

「農山漁村ふるさと回帰プロジェクト」推進のための制度整備について

地域中小企業の新たなビジネスチャンスの支援について

障害者、若年者の就職支援について

地方自治体に勤務する獣医師の確保対策について

地域における医療の確保・充実について

難病に係る治療研究事業の安定的な実施について

新型インフルエンザ対策について

次世代育成支援対策の着実な推進について

DV対策の強化について

介護保険制度の円滑な運営について

発達障害者支援制度の整備について

【社会保険庁】

地域における医療の確保・充実について

【農林水産省】

公共事業における国直轄事業負担金制度の見直しについて

農業・農村の構造改革を推進するための政策展開について

農林水産業を総合的に支援する技術拠点の整備促進について

「農山漁村ふるさと回帰プロジェクト」推進のための制度整備について

地域資源活用プログラムや農商工等連携支援事業における助成金交付対象等の拡充と一連の申請手続きの合理化について

米政策の見直しについて

国営土地改良事業について

畜産経営安定対策の充実について

土地改良事業における農家負担の見直しについて

木質バイオマス燃料等の導入促進について

下水道など汚水処理施設の整備促進について

高病原性鳥インフルエンザ対策について

養殖ブリ・カンパチの原産地表示について

地方自治体に勤務する獣医師の確保対策について

移住・交流施策の促進について

新たな中山間地域等直接支払制度の創設について

「新過疎法」の制定と過疎地域に対する支援施策・措置の拡充について

【林野庁】

公共事業における国直轄事業負担金制度の見直しについて

「農山漁村ふるさと回帰プロジェクト」推進のための制度整備について

木質バイオマス燃料等の導入促進について

地球温暖化防止に向けた森林対策の強化について

南海地震対策について

・南海地震対策について

【水産庁】

「農山漁村ふるさと回帰プロジェクト」推進のための制度整備について
下水道など汚水処理施設の整備促進について
南海地震対策について
・南海地震対策について
津波・高潮危機管理対策緊急事業の拡充・統合について

【経済産業省】

環境配慮型産業の育成強化について
木質バイオマス燃料等の導入促進について
循環型社会の形成に向けた施策の推進について

【資源エネルギー庁】

環境配慮型産業の育成強化について
木質バイオマス燃料等の導入促進について

【中小企業庁】

頑張る中小企業支援制度の創設について
中小企業支援のための信用補完制度の一層の充実について
地域中小企業の新たなビジネスチャンスの支援について
地域資源活用プログラムや農商工等連携支援事業における助成金交付対象等の拡充と一連の申請手続きの合理化について
都市部からの U ターン者の創業に対する支援（ふるさと回帰対策）について

【国土交通省】

公共事業における国直轄事業負担金制度の見直しについて
公共工事入札の電子化への支援について
租税特別措置法の収用特例の適用を受けるための要件の緩和について
国土利用計画法が定める土地売買等届出制度の見直しについて
下水道など汚水処理施設の整備促進について
木質バイオマス燃料等の導入促進について
にぎわいのある河川空間の創出について
豊かで美しい港の再生について
地籍調査事業の促進について
災害予防対策の推進について
港湾施設の戦略的維持管理を行うための財政支援について
南海地震対策について
・南海地震対策について
津波・高潮危機管理対策緊急事業の拡充・統合について
住宅ストックの利活用のための耐震改修等支援の充実について
都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業などの採択基準の緩和について
高速道路施設用地の津波避難場所としての一部利用について
大規模地震対策における港湾の国直轄事業負担金の軽減について
ダム管理施設の戦略的な維持管理と長寿命化の推進について
吉野川・那賀川直轄河川改修事業等の推進について
港湾・海岸整備について
土砂災害対策の推進について
里山砂防の推進について
災害対策等緊急事業推進費の拡充強化について
「新過疎法」の制定と過疎地域に対する支援施策・措置の拡充について
本州四国連絡道路の通行料金の引き下げ等について
羽田空港の発着枠配分の新たなルールづくりについて
徳島飛行場の拡張整備事業について
港湾荷役施設等に関する財政支援制度の臨時的な創設について
「地方道路整備臨時貸付金制度」の充実について
地方の道路整備の促進について
「地域活力基盤創造交付金」を活用した交通基盤整備の推進について
新直轄方式による高速道路整備に伴う「予算確保」及び合併施行方式に係る
「地方財政措置」について
高速自動車国道及び阿南安芸自動車道等の整備について
徳島自動車道と高松自動車道間の「乗り継ぎ制度」の導入について
「国の施策に関連した道路整備」に対する支援措置について
「徳島県高速道路新料金活用戦略」に対する連携・支援について
徳島市内の鉄道高架化について
地方バス路線の負担軽減対策について
四国旅客鉄道株式会社の経営安定化について
内航フェリー航路の維持について
地域自立・活性化交付金の拡充強化について
「四国八十八箇所霊場と遍路道」の世界遺産登録とまちづくりの推進について
「四国のみち」の保全活用を支援する新たな助成制度の創設について

【観光庁】

地域の特性を活かした「観光圏」の整備促進について

【気象庁】

南海地震対策について

・南海地震対策について

【環境省】

環境配慮型産業の育成強化について

下水道など汚水処理施設の整備促進について

木質バイオマス燃料等の導入促進について

循環型社会の形成に向けた施策の推進について

環境美化対策の充実強化について

剣山周辺地域におけるニホンジカの食害防除対策について

【防衛省】

陸上自衛隊の配置について

